

札幌市
新型インフルエンザ等対策行動計画
(改定案)

令和8年(2026年)●月
札幌市

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と札幌市行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第2章 札幌市行動計画の策定と感染症危機対応	3
第1節 札幌市行動計画の策定	3
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	4
第3節 札幌市行動計画改定目的	7
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	8
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	8
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	8
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	9
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	11
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	13
第5節 対策推進のための役割分担	16
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	20
第1節 札幌市行動計画における対策項目等	20
第3章 札幌市行動計画の実効性確保等	27
第1節 札幌市行動計画の実効性確保	27
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方	29
第1章 実施体制	29
第1節 準備期	29
第2節 初動期	30
第3節 対応期	31
第2章 情報収集・分析	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	36
第3節 対応期	36
第3章 サーベイランス	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	40
第3節 対応期	41
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	43
第1節 準備期	43
第2節 初動期	45
第3節 対応期	47
第5章 水際対策	51
第1節 準備期	51
第2節 初動期	51
第3節 対応期	51
第6章 まん延防止	53

第1節 準備期	53
第2節 初動期	53
第3節 対応期	54
第7章 ワクチン	60
第1節 準備期	60
第2節 初動期	61
第3節 対応期	63
第8章 医療	66
第1節 準備期	66
第2節 初動期	68
第3節 対応期	70
第9章 治療薬・治療法	75
第1節 準備期	75
第2節 初動期	75
第3節 対応期	76
第10章 検査	78
第1節 準備期	78
第2節 初動期	79
第3節 対応期	80
第11章 保健	82
第1節 準備期	82
第2節 初動期	86
第3節 対応期	88
第12章 物資	94
第1節 準備期	94
第2節 初動期	94
第3節 対応期	95
第13章 生活及び経済の安定の確保	96
第1節 準備期	96
第2節 初動期	97
第3節 対応期	98
第4部 札幌市における感染症危機管理体制	102
第1章 札幌市における感染症危機管理体制	102
第2章 札幌市感染症対策本部の構成	104
用語集	107

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と札幌市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の流行拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症も、パンデミックを引き起こすことが想定される。パンデミックの予防には、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な課題に対して取り組む「ワンヘルス・アプローチ」の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR：Antimicrobial Resistance）を獲得することにより、将来的な流行拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な流行拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その伝播性の高さから社会的影響の大きいものが発生する可能性がある。

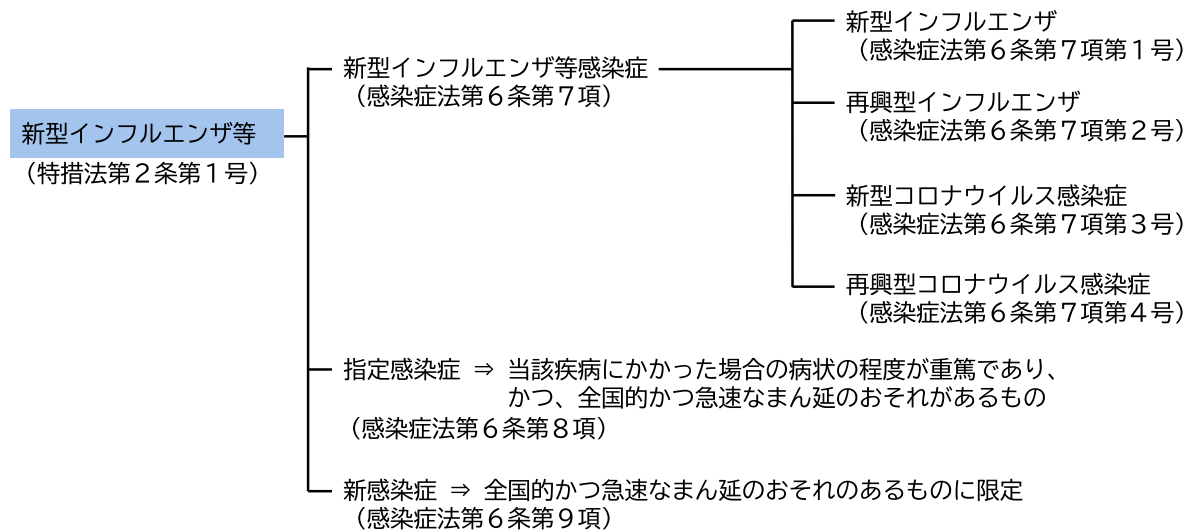
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」とい

う。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことなどから、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。具体的には、以下のとおりである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

図1 特措法の対象となる新型インフルエンザ等



第2章 札幌市行動計画の策定と感染症危機対応

第1節 札幌市行動計画の策定

国は、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきた。

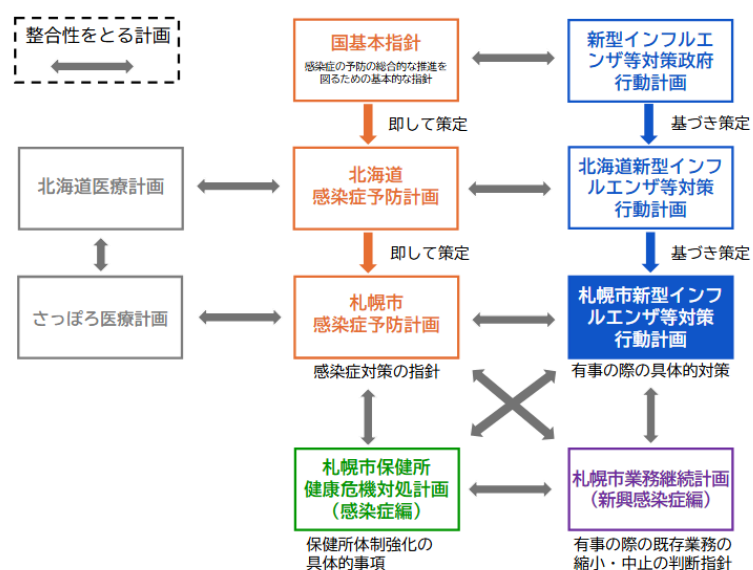
その後、平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、新型インフルエンザ等対策の実効性をより高めるため、平成24年（2012年）4月に特措法を制定し、同年6月に、特措法に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

札幌市においては、平成18年（2006年）2月に「札幌市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法の施行、政府行動計画の策定、北海道による「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「北海道行動計画」という。）の策定を踏まえ、平成26年（2014年）8月に、特措法に基づき「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「札幌市行動計画」という。）を策定した。

札幌市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や札幌市が実施する措置等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

- 札幌市行動計画とは、有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るもの。
- 有事に際しては、国が策定する基本的対処方針を踏まえつつ、札幌市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に対応する。

図2 札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画と関連計画との位置づけ



第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

1 新型コロナウイルス感染症対応の経過

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年（2020年）1月16日に我が国でも新型コロナの陽性者の確認が発表された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

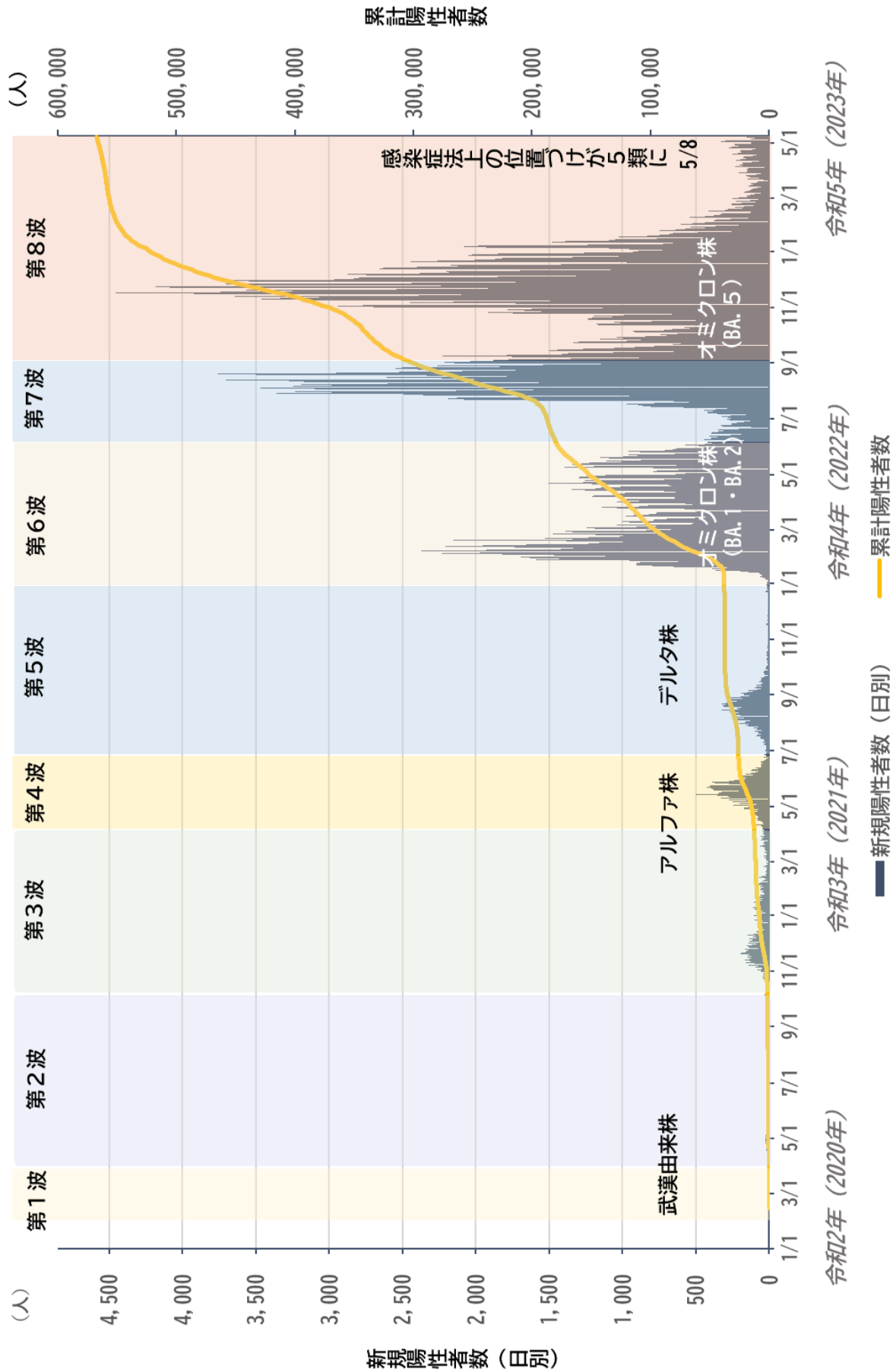
札幌市においては、同年1月28日に、北海道内で最初の陽性者が確認されたことを受け、同月30日に、第1回の札幌市感染症対策本部会議を開催した。同年2月14日に、札幌市内で初めての陽性者が確認されて以降、令和5年（2023年）5月8日に新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられるまでの間、流行の波が繰り返し起こり、その波の規模が拡大していく中、市長を本部長とした対策本部による全庁的な体制の下、関係団体や大学、専門家等と連携を図りながら、感染対策や医療提供体制の整備、ワクチン接種の実施等、様々な対応を行った。

3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、市民の生命及び健康だけでなく、経済や社会生活をはじめとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったということである。

新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りになった。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、より万全な対応を行うことが求められている。

図3 札幌市における新型コロナ陽性者の推移



2 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた各項目の今後の方向性

札幌市は、今後、新たに起こり得る新型インフルエンザ等への対策に生かすため、専門家の意見や市民の声等も取り入れながら新型コロナ対応に関する振り返りを行い、令和5年（2023年）12月に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応に係る検証報告書」を作成した。

この検証報告書では、改定前の本市の行動計画の実施項目（①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥生活・経済の安定確保）に沿って今後に向けた方向性を整理しており、主なものは表1のとおりである。

表1 検証報告書を踏まえた各項目の今後の方向性

検証報告書を踏まえた各項目の今後の方向性		
① 実施体制	● 平時における保健所対応から、有事における全庁体制への迅速な切り替えを可能とする体制の整備 ● 初動体制の強化、迅速化に向けた新型インフルエンザ等対策行動計画の改定、実用的マニュアル等の整備 ● 流行拡大期に備えた保健所の人員体制、各局区の優先業務を整理し、業務継続計画を改定	
② サーベイランス・情報収集	● 迅速、適切な初動対応に向けた体制整備 ● 情報収集を含めた政策判断を補助する部門を迅速に編成 ● 下水サーベイランス等、国が実施するサーベイランス以外の札幌市独自のサーベイランスの検討	
③ 情報提供・共有	● 情報発信の体制や手法の再検討、行動計画への反映 ● 市民に対立が生じないように、配慮した表現で情報を発信 ● 関係団体や民間事業者との平時からの協力体制の構築 ● ネット広告等の新たな手法について調査・研究	
④ 予防・まん延防止	● 行動制限の要請は市民生活への影響が甚大であることから、可能な限り、最小限の範囲に収まるよう留意 ● 流行拡大期に向けた行動制限の必要性等の指針を整理 ● 新型インフルエンザ等対策に対する理解促進と負担軽減の両立	
⑤ 医療	相談体制	● ホームページやチャットボット等のICTの早い段階からの活用
	医療提供体制	入院調整 ● 病床の状況等の情報共有・発信による受入れの拡大
		自宅療養 ● 市民自身による平時からの備え（食料品等の物資）、啓発の実施 ● 非常時における業務重点化や自動化の方針・手法の事前検討、訓練 ● 早期にワンストップ相談体制を開始できる体制の整備
	積極的疫学調査	患者調査 ● ICT技術を活用した効率的な調査手法の検討
		クラスター対策 ● 専門機関の支援を要する場面も想定した平時からの連携 ● 業務上感染が流行しやすい店舗に対する、事業者や関係団体と連携した様々な配慮のもとに行う感染症対策の実施
	繁華街対策 ● 様々な配慮のもとに事業者や関係団体と連携した感染症対策が必要	
	ワクチン接種体制の整備 ● 流行状況に応じて速やかに接種が開始できるよう平時から関係機関等と連携体制を構築	
⑥ 生活・経済の安定確保	保健所体制の整備 ● 全庁応援の早期解消を前提とし、流行拡大時の外部委託化やICT化のロードマップを事前に想定した体制の検討 ● 協定締結等による団体や企業等との連携体制の構築	
	● 市民生活や経済活動への影響を踏まえた適時適切な支援や需要喚起策等の迅速な実施 ● 次なる感染症危機に備えた業務継続計画やマニュアルの改定	

第3節 札幌市行動計画改定目的

国は、新型コロナ対応における課題を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和6年（2024年）7月に、政府行動計画の抜本的な改定を行った。政府行動計画の主な改定内容は、以下のとおりである。

【政府行動計画（令和6年（2024年）7月改定）の主な改定内容】

- 新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症を念頭に置く。
- 発生段階を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させる。
- 新型コロナ対応で課題となった項目を独立させるなど、対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充する。
- 流行が長期化する可能性も踏まえ、複数の流行拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替を明確化する。

また、政府行動計画の改定を受けて、北海道においても、令和7年（2025年）3月に、北海道行動計画を改定した。

国は、政府行動計画の改定において、次なる感染症危機対応を行うにあたり、流行拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す上で必要な3つの目標を設定しており、これらは、北海道においても北海道行動計画における目標として掲げている。

【感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す上で必要な3つの目標】

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

このため、札幌市においても、これらの目標を実現できるよう、政府行動計画及び北海道行動計画の改定を踏まえることはもとより、検証報告書で整理した課題を反映させるとともに、札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「市有識者会議」という。）において幅広い分野の有識者からの意見を反映して、札幌市行動計画を改定するものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、札幌市内への侵入も避けられないものと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制の限界を超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を札幌市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

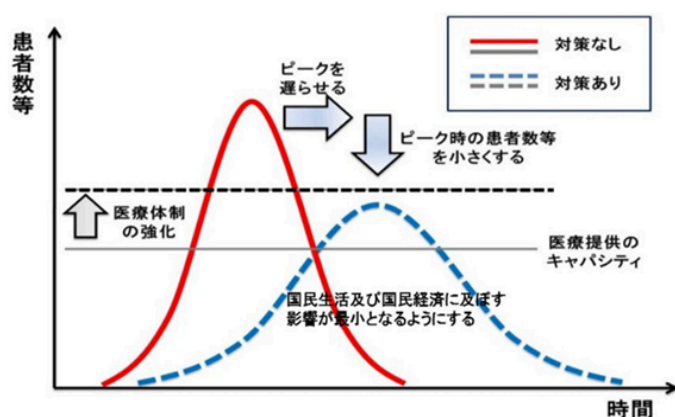
① 流行拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 流行拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制の限界を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 流行拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び社会経済の安定を確保する。
- ・ 感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の策定や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図4 対策の概念図



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン：まん延防止に関するガイドライン

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

札幌市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしている。

札幌市においては、科学的知見等を踏まえ、本市の地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、市民の受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指し、その上で、平時から流行状況が収束するまでの状況に応じて、表2のとおり、一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、札幌市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

【留意点】

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもとより、流行拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、地方自治体及び指定（地方）公共機関による対策だけでは困難であり、事業者や市民一人一人が、感染予防や流行拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

表2 時期に応じた戦略

時期		戦略
準備期	発生前の段階（平時）	水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、札幌市や企業における業務継続計画等の策定、高齢者、障がい者等の要配慮者も含めた市民への啓発・情報発信、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階【A】	- 直ちに初動対応の体制に切り替える。 - 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。市内で万全の体制を構築するためには、国による検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や流行拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
対応期	発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期【B】	- 患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の国及び北海道の方針に応じて対応することとし、流行拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 - 国内外の発生当初等の病原性や伝播性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や伝播性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報の収集・分析や、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、流行拡大のスピードを抑制し、可能な限り患者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図るなどの見直しを行うこととする。
	流行が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期【C-1】	- 札幌市は、国、北海道、他市町村、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び社会経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 - 市内の流行状況等に応じて、札幌市は北海道と協議の上、柔軟に対策を講ずることとし、医療機関を含め現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期【C-2】	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期【D】	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

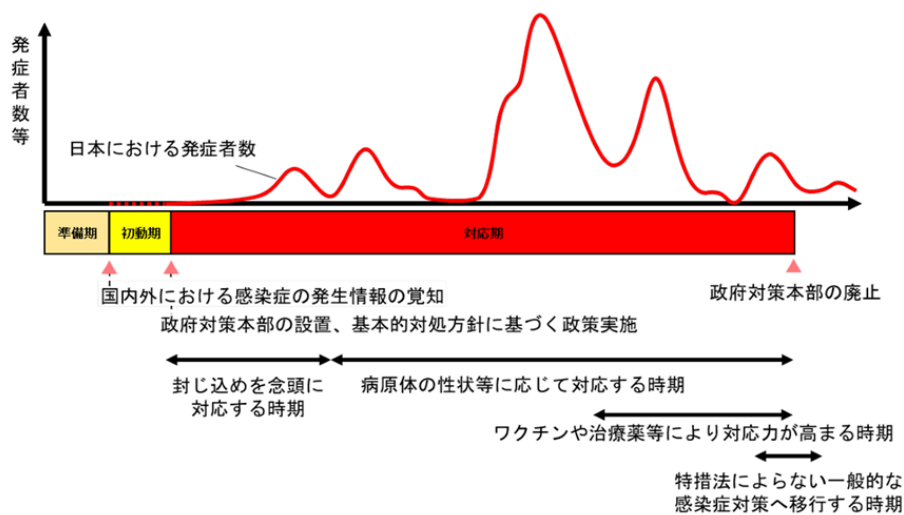
1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、図5のように中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、流行拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や伝播性の変化及びこれらに伴う流行拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目は、準備期、初動期、対応期に分かれており、準備期が予防や準備等の事前準備の段階で、初動期と対応期が発生後の対応の段階である。

図5 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和6年9月27日）
（内閣感染症危機管理統括庁）

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう表3のとおり区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

表3 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期区分		有事のシナリオ
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階【A】	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、流行拡大のスピードをできる限り抑えて、流行拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期【B】	政府対策本部の設置を受けて、市対策本部を設置した後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、国が示す方針に従って、抗インフルエンザウイルス薬やプレパндеミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により流行拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する）。
	流行が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期【C-1】	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、流行拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに流行拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、流行拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期【C-2】	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期【D】	ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や伝播性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

図6の初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方」でそれぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

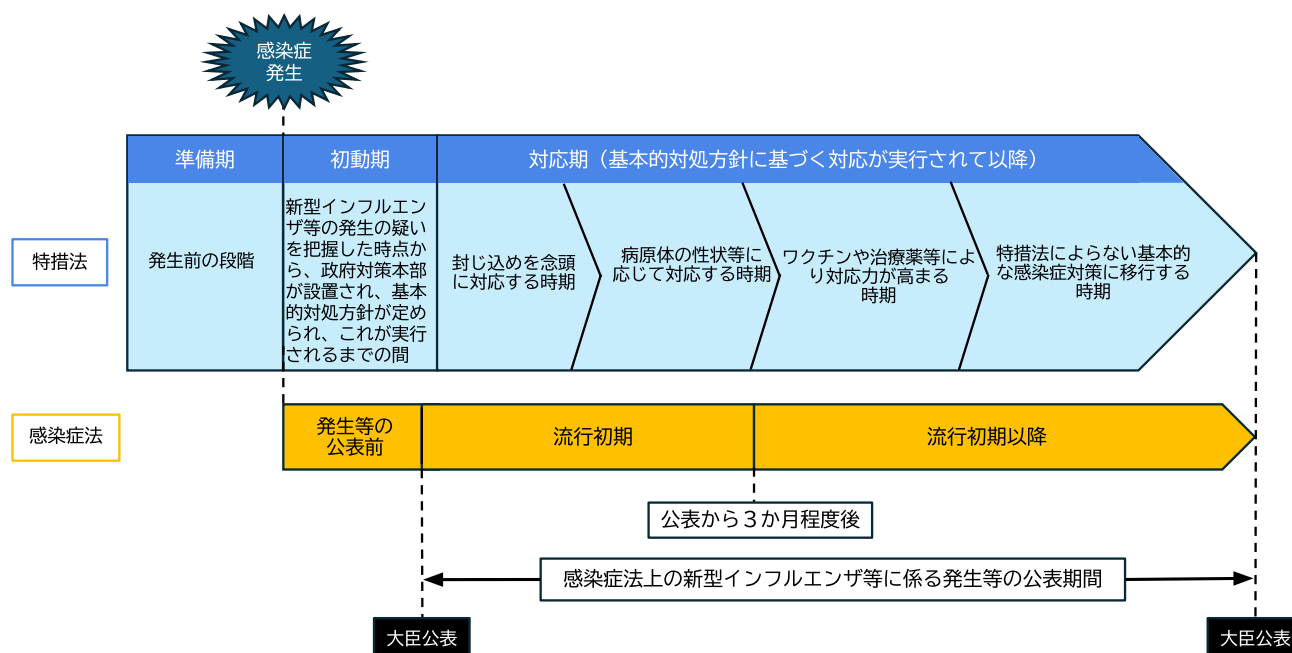
特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や伝播性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）につ

いては、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や支援の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

図6 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ）



第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

札幌市は、国、北海道、近隣自治体、保健所設置市、指定（地方）公共機関と連携して、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、以下の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が札幌市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに札幌市とし

て初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法（昭和23年法律第205号）等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

⑤ 負担軽減や情報の有効活用、国や北海道との連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国や北海道との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国や北海道との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 流行拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、以下の①から⑤までの取組により、流行拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮するとともに、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

② 医療提供体制と市民生活及び社会経済活動への影響を踏まえた流行拡大防止措置

有事には予防計画及び医療法に基づく医療計画（以下「医療計画」という。）に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに流行拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。

リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、札幌市は適時適切に流行拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済活動等に与える影響にも十分留意する。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整

備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

④ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

⑤ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

札幌市は、こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠に加え、心身への影響や生活経済支援に関する施策を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

札幌市は、国、北海道と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、患者等やその家族、所属組織、医療関係者（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、流行拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備え

て様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び北海道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

札幌市は、国や北海道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、札幌市は、国及び北海道と連携し、発生状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

札幌市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国はWHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等

により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

① 北海道

北海道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行うことにより、感染症危機の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において、北海道は、北海道感染症対策連携協議会（以下「北海道連携協議会」という。）等を活用し、保健所設置市や感染症指定医療機関等の関係機関と予防計画や医療計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況について毎年度進捗確認を行う。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

② 札幌市

札幌市は、住民に最も近い行政単位である基礎自治体として、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、北海道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

また、保健所設置市として、感染症法においては、まん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況について、毎年度進捗確認を行う。また、感染症危機の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

北海道と札幌市は、まん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図っておく。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、北海道との医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び北海道連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、北海道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

7 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、流行拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 札幌市行動計画における対策項目等

1 札幌市行動計画の主な対策項目

札幌市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「流行拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

政府行動計画と同様、以下の13項目を札幌市行動計画の主な対策項目とし、対策項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組を記載することとする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 生活及び経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

札幌市行動計画の主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康、市民生活及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、北海道、札幌市、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security。以下「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくこと

で、流行拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

流行拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び社会経済活動との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析を行うことが重要である。

このため、平時から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析を行うとともに、市民生活及び社会経済活動に関する情報等を収集し、リスク評価を考慮した上で、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

このため、札幌市は、国や北海道と連携し、平時からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。

新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を報道機関の協力を得ながら迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、札幌市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、患者等やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得ることなどを周知する。

また、札幌市は、想定される事態に備え、根拠のない批判・非難や過度な不安、偏見・差別、偽・誤情報などの根底にある原因や心理に働きかけるメッセージの発信やリスクコミュニケーションの在り方について、流行状況に応じた検討を行う。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外にお

ける流行拡大の状況等を踏まえ、札幌市は、国による検疫措置の強化や水際対策と連携することにより、市内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、市内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の流行拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずること
で、流行拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。病原体の性状等を踏まえたり
スク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な流行拡大が生じるおそれがあるとして、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が行われた場合は、札幌市は、国や北海道と連携して対応する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や伝播性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、札幌市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全市的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、札幌市は、北海道と連携し、平時から、北海道と医療機関との間の協定締結を進め、有事において感染症医療を提供できる体制

を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。

感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、生命及び健康を守るため感染症医療の提供体制を確保し、病原性や伝播性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応する。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図るとともに、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行うこととしている。

札幌市は、北海道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJHSが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等との連携体制の構築を進める。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時には、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握するため、必要な検査が円滑に実施されることが重要である。

また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。

さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、流行拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与しうる。

このため、札幌市は、平時から検査機器の維持管理及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備する。また、民間検査機関との協定締結により、有事に必要となる検査体制を整備する。

また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していく。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、札幌市は、市内の流行状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

札幌市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び衛生研究所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から市対策本部に対する情報提

供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び衛生研究所は、新型インフルエンザ等の流行が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。

このため、札幌市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を検討する必要がある。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全市的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

札幌市は、平時から、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、北海道による医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の推進に協力する。

⑬ 生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、札幌市は、国や北海道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、札幌市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々等も含めた支援対象者に必要な情報が届くように留意する。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視点に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

JIHSや国立保健医療科学院等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J）等の修了者等を活用するなどしつつ、感染症対策をはじめ公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、キャリア形成を支援するほか、感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保及び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。

また、保健所等の職員に対するリスクコミュニケーションの取組を含めた感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、平時からの感染症対策への衛生研究所の関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁体制の構築のための訓練等の実施が求められる。

このほか、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。

災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組む。

また、地域の医療機関等においても、札幌市や国、北海道、関係団体等による訓練や研修等により感染症を専門とする医師や看護師等の医療職の人材育成等、平時から、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させることが期待される。

② 国及び北海道との連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、北海道は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、流行拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。

また、保健所設置市である札幌市は、感染症法に基づく措置の実施主体としての役割とともに、住民に最も近い行政単位である基礎自治体として、ワクチンの接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、札幌市は、国及び北海道との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から、国及び北海道との連携体制やネットワークの構築に努める。

③ DX の推進

近年、取組が進みつつあるDXは、新型インフルエンザ等の発生状況等の迅速な把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っていることから、新型コロナ対応を踏まえ、感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化など、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを

推進していくことが不可欠である。AI（人工知能）など活用が期待される新技術も念頭に対応を検討することが極めて重要である。

第3章 札幌市行動計画の実効性確保等

第1節 札幌市行動計画の実効性確保

1 EBPM（Evidence Based Policy Making）の考え方に基づく政策の推進

札幌市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

流行拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

札幌市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画や北海道行動計画が改定された際は、札幌市行動計画も適宜必要な見直しを行い、改定後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

医療機関や関係機関・団体、市民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて点検し、改善につなげていくことが極めて重要である。

札幌市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

4 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに、政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしている。

札幌市は、政府行動計画の改定等を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、札幌市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合、札幌市行動計画についても必要な見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方

以下、13の対策項目について、発生段階ごとの目的と対策を記載する。

感染症危機発生時には、国が策定する基本的対処方針を踏まえつつ、対策を選択し対応する。

- ※ 札幌市が実施する個別の対策の末尾には担当部局を付記している。
- ※ 担当部局は、個別の対策のうち一部を担当するものも含む。
- ※ 担当部局は基本的に部単位で記載しているが、下水道河川局、交通局、水道局、病院局、消防局、教育委員会については、局単位で記載している。

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、札幌市は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。

このため、札幌市は、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

1-1. 札幌市の体制整備・強化

- ① 札幌市は、感染症危機への備えや新型インフルエンザ等の発生の疑いを探知した場合等における初動体制への円滑な移行を図るため、庁内連絡会議を常設する。【危）危機管理部、保）保健所】
- ② 札幌市は、準備期における取組の進捗状況等について、北海道連携協議会や市有識者会議に報告し、改善すべき点について意見を聴く等、PDCAサイクルにより取組を進めていく。【保）保健所】
- ③ 札幌市は、有事において迅速に情報提供・共有し、助言を得ることができるよう、市有識者会議や北海道連携協議会を通じるなどして感染症危機管理の専門家と平時から連携を強化する。【保）保健所】
- ④ 札幌市は、平時から、市民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ⑤ 札幌市は、情報共有等を平時から定期的に行う等、国、JIHS、北海道と緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。【保）保健所】
- ⑥ 札幌市は、感染症危機管理における情報収集・分析について、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定

及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。【危）危機管理部、保）保健所】

1-2. 実践的な訓練の実施

札幌市及び医療機関は、札幌市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【危）危機管理部、保）保健所】

1-3. 札幌市行動計画等の策定や体制整備・強化

- ① 札幌市は、札幌市行動計画を策定・変更する。策定・変更する際には、あらかじめ、市有識者会議の意見を聴く。【保）保健所】
- ② 札幌市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定・変更する。【保）保健所】
- ③ 札幌市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、危機管理局及び保健福祉局等の関係部局との連携強化や役割分担に関する調整を行う。【危）危機管理部、保）保健所】
- ④ 札幌市、医療機関等は、国及びJIHSの支援を受け、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材等の養成等を行う。

特に、保健所設置市である札幌市は、国やJIHS、北海道の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や衛生研究所の人材の確保や育成に努める。【保）保健所、保）衛生研究所】

1-4. 国・北海道等との連携の強化

- ① 札幌市、国、北海道及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【危）危機管理部、保）保健所】
- ② 札幌市、北海道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体や関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。【危）危機管理部、保）保健所、関係局】
- ③ 札幌市は、北海道連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえ、予防計画を策定・変更する。

なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法第7条に基づく札幌市行動計画、医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画との整合性の確保を図る。【保）保健所、保）衛生研究所】

- ④ 札幌市は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、北海道による事前調整に協力し、着実な準備を進める。【危）危機管理部、保）保健所】

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、札幌市においても事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

その際、札幌市は、庁内連絡会議を開催し、札幌市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

札幌市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある旨を探知し、医務・保健衛生担当局長が感染症危機発生のおそれがあると判断した場合には、保健所は、健康危機対処計画及び業務継続計画に基づき、有事体制へ移行する。

また、庁内連絡会議を開催し、初動体制への円滑な移行の準備を行うとともに、北海道や関係団体と情報共有を図る。

なお、衛生研究所は、健康危機対処計画及び業務継続計画に基づき有事体制に移行する。【危）危機管理部、保）保健所、保）衛生研究所】

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は閣議決定により、政府対策本部を設置する。政府対策本部が設置されたときは、北海道は、直ちに北海道対策本部を設置する。

② 政府対策本部や北海道対策本部が設置された場合には、札幌市は、直ちに市対策本部を設置し、北海道対策本部と連携・協力しながら、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【危）危機管理部、保）保健所】

③ 札幌市は、必要な人員体制の構築が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【危）危機管理部、総）職員部、政）政策企画部、保）保健所】

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

国は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。

札幌市は、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について特措法第70条の2第1項に基づく地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。【危）危機管理部、政）政策企画部、財）財政部、保）保健所、関係局】

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、札幌市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

札幌市は、感染症危機の状況並びに市民生活及び社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 札幌市は、市対策本部において、北海道対策本部と連携・協力しながら、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。【危）危機管理部、保）保健所】
- ② 札幌市は、地域の流行状況について一元的に情報を把握し、収集した情報と国によるリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【危）危機管理部、保）保健所、全局区】
- ③ 札幌市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、メンタルヘルス対策として相談窓口の周知や産業医による面談等、必要な対策を講ずる。【総）職員部】

3-1-2. 国による総合調整及び指示

- ① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。

当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。

例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な流行拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。

- ② 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う。

併せて、都道府県が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う。

3-1-3. 北海道による総合調整

- ① 北海道は、北海道の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、北海道及び関係市町村並びに関係指定地方公共機関が実施する北海道の区域に係る新型インフルエンザ等

対策に関する総合調整を行う。

- ② また、北海道は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。

併せて、北海道は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を出すことができる。

3-1-4. 政府現地対策本部が設置されたときの対応

札幌市は、国が発生の状況により、専門的調査支援のために必要があると認め、札幌市内に政府現地対策本部を設置したときは、当該本部と連携しながら、対策の実施にあたる。【危）危機管理部、保）保健所】

3-1-5. 職員の派遣・応援への対応

- ① 札幌市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、北海道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【危）危機管理部、保）保健所】
- ② 札幌市は、市域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、北海道に対して応援を求める。【危）危機管理部、保）保健所】

3-1-6. 必要な財政上の措置

札幌市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて特措法第70条の2第1項に基づく地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【危）危機管理部、政）政策企画部、財）財政部、保）保健所、関係局】

3-2. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第6章（「まん延防止」）の記載を参照する。

3-2-1. まん延防止等重点措置の公示

3-2-1-1. まん延防止等重点措置の公示までの手続等

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県対策本部長からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等を行う。

北海道は、北海道の特定の区域において流行が拡大し、道民生活及び社会経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した場合は、国にまん延防止重点措置の指定適用を要請する。

3-2-1-2. 期間及び区域の指定

北海道は、国からまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された場合は、措置を適用する区域と期間を決定する。区域の設定にあたっては、地域ごとの流行状況に応じた措置とするなど、北海道の広域性を十分に考慮した対応を検討する。

3-2-1-3. 北海道による要請又は命令

北海道は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うにあたっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

3-2-1-4. まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

北海道は、国からまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨の公示を受け、当該措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに措置を終了する。

3-2-2. 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続等については、上記3-2-1のまん延防止等重点措置の手続と同様である。

3-2-3. 札幌市対策本部の位置づけの変更

札幌市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市対策本部を特措法に基づく対策本部へと位置づけを変更する。

札幌市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【危）危機管理部、保）保健所】

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 札幌市対策本部の廃止

札幌市は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。【危）危機管理部】

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

1 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

国は、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、国民生活及び国民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

札幌市は、平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行うなど、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、第3章「サーベイランス」で具体的に記載する。

2 所要の対応

1-1. 実施体制

- ① 札幌市は、国から感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果について共有された場合は、関係機関に速やかに共有するよう努める。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ② 札幌市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【保）保健所】

1-2. 平時に行う情報収集・分析

札幌市は、国から共有された情報収集・分析の結果に基づき、必要な対応について検討を行う。【保）保健所】

1-3. 訓練

札幌市は、国やJIHS、北海道等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

【保）保健所、保）衛生研究所】

1-4. DXの推進

国及びJIHSは、平時から迅速に情報収集・分析を行うため、情報入力 of 自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXを推進するほか、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。

札幌市は、平時から迅速に情報収集・分析を行うため、医療機関における感染症法に基づく発生届等のシステム入力促進に向けて、医師会等の関係団体や医療機関に働きかけを行う。

また、国及びJIHSが進めるDXの推進の取組について、医師会等の関係団体や医療機関等に必要な情報提供を行う。【保）保健所】

第2節 初動期

1 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

国は、感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

札幌市は、国及びJIHSによるリスク評価を踏まえ、速やかに有事体制に移行することを検討するとともに、必要な準備を行う。

2 所要の対応

2-1. リスク評価

2-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 国及びJIHSは、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。

札幌市は、関連する情報の提供など必要な協力を行う。【保）保健所、保）衛生研究所】

- ② 札幌市は、国及びJIHSによるリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制等の各体制について、速やかに有事体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、保）衛生研究所】

2-1-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

札幌市は、国、JIHS及び北海道と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【保）保健所】

2-2. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

札幌市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。その際、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報であることを踏まえ、誤解を招かないよう表現に留意する。【総）広報部、保）保健所】

第3節 対応期

1 目的

国は、強化された感染症インテリジェンス体制により、流行拡大の防止を目的

に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、流行拡大防止と国民生活及び国民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に、対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

札幌市は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、市内での発生状況、臨床像に関する情報等について分析し、包括的なリスク評価を実施する。

2 所要の対応

3-1. リスク評価

3-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

札幌市は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価にあたっては、国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所、JIHS及び北海道からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。【危）危機管理部、保）保健所、保）衛生研究所】

3-1-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 国及びJIHSは、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用する。札幌市は、情報提供等必要な協力を行う。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ② 札幌市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。【保）保健所】
- ③ 札幌市は、国から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、市民等の意見や関心を踏まえつつ、不安の軽減や理解の促進に資するよう、分かりやすく情報を提供・共有する。

【総）広報部、保）保健所】

3-1-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

札幌市は、国からリスク評価に基づく感染症対策に関する判断が示された際には、これに基づき迅速に対策を実施するとともに、基本的対処方針に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。【危）危機管理部、保）保健所】

3-2. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

札幌市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。【総）広報部、保）保健所】

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

1 目的

感染症有事には、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、札幌市は、国と連携し、平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。

これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2 所要の対応

1-1. 実施体制

- ① 札幌市は、感染症法第12条に規定する医師の届出の提出について、医療関係団体の協力を得ながらその周知を図り、平時から感染症の発生動向等を把握する。【保）保健所】
- ② 札幌市は、感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、必要となる体制や役割分担を平時から確認し、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう準備を行う。【保）保健所、保）衛生研究所】

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 札幌市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ② 札幌市は、感染症サーベイランス体制の強化のため、患者からの直接的な検体採取を伴わない下水サーベイランスを平時から実施し、その分析結果等について定期的に公表する。【下水道河川局】
- ③ 札幌市は、国及びJIHS等と連携し、指定届出機関から季節性インフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ④ 札幌市は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について、情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。【保）保健所、保）衛生研究所、経）農政

部、環）環境管理担当部】

- ⑤ 札幌市は、国やJIHS等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した感染症法第14条第1項に基づく疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を図る。【保）保健所、保）衛生研究所】

1-3. 人材育成及び研修の実施

札幌市は、国（国立保健医療科学院を含む。）やJIHS等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J）等に、保健所や衛生研究所職員等を派遣するなどして、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保を行う。【保）保健所、保）衛生研究所】

1-4. DXの推進

国及びJIHSは、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DXを推進する。

札幌市は、令和4年の感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届等の提出を促進する。【保）保健所】

1-5. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の共有

- ① 札幌市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民等に分かりやすく提供・共有する。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ② 札幌市は、情報等の公表を行うにあたっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保）保健所、保）衛生研究所】

第2節 初動期

1 目的

国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

国は、初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

札幌市は、国の動きを踏まえ、必要なサーベイランスを実施するとともに、国から共有された情報を市民等に迅速に提供する。

2 所要の対応

2-1. リスク評価

2-1-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

- ① 札幌市は、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生が探知され、国から感染症法第14条第7項に基づく通知を受けた場合には、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。

また、札幌市は、国、JIHS、北海道及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。【保）保健所、保）衛生研究所】

- ② 札幌市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等有事の感染症サーベイランスを開始する。【保）保健所、保）衛生研究所】

- ③ 衛生研究所は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について、亜型等の同定を行い、JIHSへ報告する。【保）衛生研究所】

2-2. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

札幌市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。

情報等の公表を行うにあたっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることとのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【総）広報部、保）保健所、保）衛生研究所】

第3節 対応期

1 目的

国は、強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

札幌市は、国の方針を踏まえるとともに、地域の実情に応じて、適切にサーベイランスを実施する。

2 所要の対応

3-1. リスク評価

3-1-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

- ① 札幌市は、国、北海道及びJIHSと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。

また、札幌市は、国、北海道及び関係機関と連携し、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。【保）保健所、保）衛生研究所】

- ② 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、都道府県等や医療現場や保健所等の負担も過大となることから、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となり、国が患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた感染症サーベイランスに移行した場合には、札幌市も適切に対応する。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ③ 札幌市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、下水サーベイランスによる独自の感染症サーベイランスを実施する。【保）保健所、保）衛生研究所、下水道河川局】

3-1-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国は、北海道・保健所設置市及びJIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断し、実施する。

札幌市は、流行状況や国のリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。【保）保健所】

3-2. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

- ① 札幌市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。
また、新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、国によるリスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民に分かりやすく情報を提供・共有する。【総）広報部、保）保健所、保）衛生研究所】
- ② 札幌市は、情報等の公表を行うにあたっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【総）広報部、保）保健所、保）衛生研究所】

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国が示す方針等を踏まえながら、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、札幌市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、札幌市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について、あらかじめ整理しておく。

なお、根拠のない批判・非難や過度な不安、偏見・差別、偽・誤情報などの根底にある原因や心理に働きかけるメッセージ（リスクを無くすことはできないが、市民等の協力によりリスクを下げるができるなど）の発信やコミュニケーションの在り方について、流行状況に応じた検討を行う。

2 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

札幌市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、広報媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語を含む。）で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

また、市民等が感染症に関する不確かな情報に惑わされることのないよう、報道機関の協力を得ながら正しい情報を発信する。これらの取組等を通じ、札幌市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルの感染対策が社会における流行拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、具体的にどのような行動がリスクを低減できるのかについて、行動レベルで実践しやすいものから並べていくなど、メッセージの発信の仕方について工夫する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における流行拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、感染症対策を含めて感染症について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、年代により情報を入手する広報媒体に違いがあることを意識しながら、多様なツールの活用による情報発信を進める。

学校教育の現場をはじめ、子どもやその保護者など、受け手の反応や必要としている情報を把握し、分かりやすい情報提供・共有を行う。【総）広報部、保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）保健所、子）子育て支援部、教育委員会】

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

札幌市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、患者等やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、医療従事者等の士気の維持に影響するおそれがあること、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなることなどについて、国とも連携しながら啓発を行うとともに、報道機関の協力を得ながら正しい情報を発信する。

これらの取組等を通じ、札幌市による情報提供・共有が有用な情報源として活用され、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。【総）広報部、市）男女共同参画室、保）ウェルネス推進部、保）保健所】

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

札幌市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、国による啓発内容も踏まえながら、広報媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行うとともに、報道機関の協力を得ながら正しい情報を発信する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、札幌市による情報提供・共有が有用な情報源として活用され、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。【総）広報部、保）保健所】

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

札幌市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 札幌市は、国の方針等も踏まえながら、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能

力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方などへの適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する広報媒体や方法について整理する。【総）広報部、保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）保健所、子）子育て支援部、教育委員会】

- ② 札幌市は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等と連携した市民等への情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。【総）広報部、保）保健所、関係局】
- ③ 札幌市は、国から示された感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【総）広報部、保）保健所】

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 札幌市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を含め、情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。【総）広報部、保）保健所】
- ② 札幌市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等の設置を準備する。【総）広報部、保）保健所】
- ③ 札幌市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等をはじめ、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修等を実施するなど、手法の充実や改善に努める。【総）広報部、保）保健所】

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、流行拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で国等から提供された科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、患者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることなどについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

札幌市は、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 札幌市は、市民等が情報を受け取る広報媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる広報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルの感染対策が社会における流行拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

【総）広報部、保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）保健所、子）子育て支援部、教育委員会】

- ② 札幌市は、感染症対策等の情報について、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局の情報等について、必要に応じて、ウェブサイトを集約の上、総覧できるようにする。【総）広報部、保）保健所、保）衛生研究所】
- ③ 札幌市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。【総）広報部、保）保健所、関係局】
- ④ 札幌市は、国から示された感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【総）広報部、保）保健所】

2-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

2-2-1. 偏見・差別等への対応

札幌市は、国や北海道と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、患者等やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、医療従事者等の士気の維持に影響するおそれがあること、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなることなどについて、実際に発生している状況等を踏まえつつ、報道機関の協力を得ながら適切に情報提供・共有する。

また、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。併せて、偏見・差別が生じないよう、科学的知見に基づいた情報提供・共有をしていく。【総）広報部、市）男女共同参画室、保）ウェルネス推進部、保）保健所】

2-2-2. 偽・誤情報への対応

札幌市は、国や北海道と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科

学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、速やかに広く発信する。

【総）広報部、保）保健所】

2-3. 双方向のコミュニケーションの実施

札幌市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。【総）広報部、保）保健所】

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動ができるようにすることが重要である。

このため、札幌市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で国等から提供された科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における流行拡大防止にも大きく寄与することや、患者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることなどについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

札幌市は、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、流行拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのかなど）、実施主体等を明確にしながら、札幌市内の関係機関を含む市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 札幌市は、市民等が情報を受け取る広報媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる広報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルの感染対策が社会における流行拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応

を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【総）広報部、保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）保健所、子）子育て支援部、教育委員会】

- ② 札幌市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。

【総）広報部、保）保健所、保）衛生研究所】

- ③ 札幌市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。【総）広報部、保）保健所、関係局】

- ④ 札幌市は、国から示された感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【総）広報部、保）保健所】

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 札幌市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受け手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【総）広報部、保）保健所】

- ② 札幌市は、コールセンター等を継続する。【総）広報部、保）保健所】

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

札幌市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、患者等やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、医療従事者等の士気の維持に影響するおそれがあること、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなることなどについて、その状況等を踏まえつつ、報道機関の協力を得ながら適切に情報提供・共有する。

併せて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【総）広報部、市）男女共同参画室、保）ウェルネス推進部、保）保健所】

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、流行拡大防止を徹底することが考えられる。

その際、市民等の流行拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか提供されていない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、患者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、札幌市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における流行拡大防止にも大きく寄与すること、札幌市が市民等に不要不急の外出や自治体間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が流行状況の早期収束に必要なものであること、事業者においても速やかな流行拡大防止対策の取組が流行状況の早期収束に必要であることなどについて、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。【総）広報部、保）保健所】

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

国による病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、流行拡大防止措置等が見直されることが考えられる。

その際、札幌市は、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく流行拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。【総）広報部、保）保健所】

3-2-2-2. 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

国による病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、札幌市は、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に情報提供・共有しつつリスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。【総）広報部、保）保健所】

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により集団の免疫獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や伝播性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、札幌市は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行

いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得るように努める。【総）広報部、保）保健所】

第5章 水際対策

第1節 準備期

1 目的

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国が円滑かつ迅速な水際対策を講ずることができるよう、札幌市は、平時から水際対策に係る検疫所との連携体制を構築する。

2 所要の対応

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

- ① 札幌市は、検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図るなど、平時から検疫所との連携体制を構築する。【保）保健所、病院局】
- ② 国は、検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく隔離、停留や施設待機で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定等を締結するとともに、円滑に入院等を行うことができるよう、都道府県等との連携体制を構築する。

1-2. 国と北海道・保健所設置市との連携

国は、検疫法の規定に基づく協定を締結するにあたり、医療機関や北海道と連携するとともに、有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から医療機関や北海道、保健所設置市との連携を強化する。

第2節 初動期

1 目的

国は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における流行拡大の状況等を踏まえ、迅速に水際対策の内容を検討し、実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や流行拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

札幌市は、国や北海道と連携の上、居宅等待機者等に対して健康監視を実施するなど、必要な協力を行う。

2 所要の対応

2-1. 検疫所との連携

- ① 札幌市は、国による検疫措置の強化に伴い、検疫所や医療機関等との連携を強化する。【保）保健所】
- ② 札幌市は、感染症法第15条の3第1項の規定に基づき、国や北海道と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。【保）保健所】

第3節 対応期

1 目的

国は、新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や流行拡大のスピードをできる限

り遅らせ、流行拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における流行拡大の状況等を踏まえ、国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し、実施する。

札幌市は、引き続き居宅等待機者等に対して健康監視を実施するとともに、国の方針及び地域の実情に応じて、必要な対応を行う。

2 所要の対応

3-1. 検疫所との連携

札幌市は、国及び北海道と連携しながら居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。患者等の増加により業務がひっ迫する場面において、保健所における業務体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があるときは、感染症法15条の3第5項の規定に基づき、札幌市に代わって健康監視を実施するよう、国に要請する。【保）保健所】

第6章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

札幌市は、新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに流行拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 札幌市は、札幌市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知・広報を行う。

その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。【保）保健所】

- ② 札幌市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から理解促進を図る。【総）広報部、保）保健所、関係局】

- ③ 札幌市は、国や北海道と連携し、まん延防止等重点措置による休業・時短営業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態宣言による休業要請、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。【総）広報部、市）地域振興部、市）文化部、ス）スポーツ部、保）保健所、子）子育て支援部、経）産業振興部、経）観光・MICE推進部、教育委員会、関係局】

- ④ 札幌市は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速な対応を行うため、平時から医師会等の医療関係団体と連携を図る。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

- ⑤ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。国がその運行にあたっての留意点等を示した際には、札幌市は、必要に応じて情報提供を行うなど、適切に対処する。【政）総合交通計画部、交通局、関係局】

第2節 初動期

1 目的

札幌市は、新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により流行拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。

このため、市内でのまん延を防止することやまん延時に迅速に対応することができきることを目的として準備等を行う。

2 所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

- ① 札幌市は、国や北海道と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国や北海道、医療機関等と相互に連携し、これを有効に活用する。【危）危機管理部、保）保健所、保）衛生研究所、病院局】

- ② 札幌市は、JIHSから感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づき、有効なまん延防止対策に資する情報提供を受けた場合は、必要に応じて医療機関等と共有し、市内における感染症対策に有効に活用する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、保）衛生研究所、病院局】

- ③ 札幌市は、札幌市行動計画及び業務継続計画に基づき、必要な準備を行う。【全局区】

第3節 対応期

1 目的

札幌市は、新型インフルエンザ等の流行拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、国等によるリスク評価（準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案）に基づき、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

2 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

札幌市は、国や北海道と連携し、市内の流行状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への

対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。

また、病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による流行拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。【保）保健所】

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-1. 外出等に係る要請等

北海道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

また、北海道は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間の変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことなどの要請を行う。

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

札幌市は、国や北海道と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。【総）広報部、市）地域振興部、市）文化部、ス）スポーツ部、保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）ウェルネス推進部、保）保健所、経）産業振興部、経）観光・MICE推進部、関係局区】

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

北海道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請

北海道は、必要に応じて、上記3-1-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。

3-1-3-3. 3-1-3-1 及び 3-1-3-2 の要請に係る措置を講ずる命令等

北海道は、上記3-1-3-1又は3-1-3-2のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を

講ずべきことを命ずる。

3-1-3-4. 施設名の公表

北海道は、上記3-1-3-1から3-1-3-3までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。

3-1-3-5. 北海道が行う措置への協力

札幌市は、北海道が実施する3-1-3-1から3-1-3-4までの措置に、必要に応じて協力する。【全局区】

3-1-3-6. その他の事業者に対する要請

① 札幌市は、国や北海道と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することについて協力を要請する。

また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。

【保）保健所、経）産業振興部、関係局】

② 札幌市は、国からの要請に基づき、関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。【保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）ウェルネス推進部、保）保健所】

③ 札幌市は、国や北海道と連携し、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。【危）危機管理部、保）保健所、関係局】

3-1-3-7. 学級閉鎖・休校等の要請

札幌市は、国や北海道と連携し、流行状況、病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、札幌市は、国や北海道と連携し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を市内の流行状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

なお、一斉臨時休業の要請については、子どもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行う。【危）危機管理部、保）保健所、子）子育て支援部、教育委員会】

3-1-4. 公共交通機関に対する要請

3-1-4-1. 基本的な感染対策に係る要請等

札幌市は、国や北海道と連携し、市内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

【政）総合交通計画部、交通局】

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

国及び北海道の時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方は以下の3-2-1から3-2-4のとおり。札幌市は、国及び北海道が示す方針に沿って、必要なまん延防止対策を実施する。【全局区】

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

北海道は、国と連携し、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があることや、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であることなどを踏まえ、医療のひっ迫を回避し、国民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らすなどの対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、北海道は、国と連携し、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる（まん延防止等重点措置の公示や緊急事態措置の実施の考え方については、3-3に記載）。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下の3-2-2-1から3-2-2-4のとおり、病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づく対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に応じた分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

3-2-2-1. 病原性及び伝播性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また伝播性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、北海道は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請することも含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

3-2-2-2. 病原性が高く、伝播性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、流行拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで流行拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがあるなどの場合には、北海道は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請することを検討する。

3-2-2-3. 病原性が低くなく、伝播性が高い場合

り患した場合の重症化等のリスクは比較的低いですが、流行拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、医療のひっ迫のおそれが生じた場合等について

ては、医療提供体制の状況や流行している感染症の特性などに関する情報をできる限り分かりやすく発信し、更なる流行拡大防止への協力を呼び掛ける。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがあるなどの場合には、北海道は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請することを検討する。

3-2-2-4. 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向があるなどの特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。

また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の流行状況等に応じて、上記3-1-3-7の学級閉鎖や休校等の要請を行う。

それでも地域の流行状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における流行拡大を防止することも検討する。

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、流行拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記3-1に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や伝播性が高まった場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2に記載した考え方にに基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

国及び北海道のまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から④までのとおりで、これらの措置の実施に係る手続等については、第1章第3節（「実施体制」における対応期）3-2の記載のとおりである。

札幌市は、国及び北海道が示す方針に沿って、必要なまん延防止対策を実施する。【全局区】

- ① 北海道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。
- ② 国は、JIHS及び都道府県等と緊密に連携し、JIHS等から得られる科学的知見や都道府県の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発

生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

なお、公示する区域については、発生区域の存在する都道府県を指定することを基本としつつ、人の流れ等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とする。

- ③ ただし、国は、上記3-2のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等を鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを国民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、JIHS等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記イと同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

- ④ 北海道は、国からの公示を受け、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を実施するにあたっては、地域ごとの流行状況に応じた措置とするなど、北海道の広域性を十分に考慮した対応を検討する。

第7章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを速やかに開発・製造し、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

札幌市は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するために、国、北海道のほか、医療機関や事業者等と相互に連携し、必要な準備を行う。

2 所要の対応

1-1. ワクチンの供給体制

1-1-1. ワクチンの流通に係る体制の整備

北海道は、国からの要請を受け、北海道内の市町村、医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下アからウまでの体制を構築する。

ア 北海道内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

イ ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

ウ 市町村との連携の方法及び役割分担

1-2. 基準に該当する事業者等の登録（特定接種の場合）

1-2-1. 登録事業者の登録に係る周知

国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進めるため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。

札幌市は、事業者への情報提供など、必要な協力を行う。【保）保健所】

1-2-2. 登録事業者の登録

札幌市は、国が基準に該当する事業者を登録事業者として登録するにあたり、登録内容の確認など、必要な協力を行う。【保）保健所】

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。

また、国は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。

② 札幌市は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築でき

るよう、平素から医師会等の関係者との協力関係を構築する。【保）保健所】

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、札幌市は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築に向けて必要な準備を行う。

また、札幌市は、国の要請に基づき、必要に応じて、登録事業者に対して、必要な支援を行う。【総）職員部、保）保健所】

1-3-3. 住民接種

札幌市は、平時から以下アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。【保）保健所】

ア 札幌市は、国等の協力を得ながら、札幌市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

イ 札幌市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、札幌市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 札幌市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

国は、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため人材育成を行うとともに、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

札幌市は、医療機関等と連携することにより、連携ネットワークの構築に必要な協力を行う。【保）保健所】

第2節 初動期

1 目的

国は、準備期から強化した研究開発基盤や計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、迅速なワクチンの研究開発・製造を行うほか、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

札幌市は、国におけるワクチンの確保状況を踏まえ、速やかに接種体制の構築を行う。

2 所要の対応

2-1. ワクチン等の確保

2-1-1. プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザの場合）

国は、新型インフルエンザの発生後、備蓄しているプレパンデミックワクチンの発生したウイルスに対する有効性の評価を行う。

また、有効性が期待できるものについては、あらかじめ製剤化している当該ワクチンの接種に向けた準備を進めるとともに、当該ワクチン原液の製剤化を直ちに行うよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。なお、新型インフルエンザの発生時には、流行拡大の状況等も勘案しつつ、検定を受けるいとまがない場合には、必要に応じプレパンデミックワクチンの検定を免除する。

2-1-2. パンデミックワクチン

2-1-2-1. ワクチンの開発及び生産体制に係る検討

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、ワクチンの開発及び生産に関する機関、研究者、事業者等の状況を踏まえ、関係省庁間で必要となるワクチンの開発及び生産体制を検討する。

2-1-2-2. ワクチンの確保

国は、事業者が開発し薬事承認を受け、国内で製造したパンデミックワクチンについて接種に必要な量を確保する。

2-1-2-3. 輸入ワクチンの確保に係る情報収集及び対応

国は、国内でのワクチン確保を原則とするが、初期に供給量が限られる中で、必要な量の輸入ワクチンを確保できるよう、海外ワクチンの製造販売業者に対して、我が国への供給可能性や時期等について情報収集を行うとともに、状況に応じて、供給に係る交渉、契約締結等の所要の対応を行う。また、ワクチンの特性に応じて、製造販売業者や卸売販売業者等と連携して、冷凍庫等を活用した保存方法や輸送方法等の配送に係る所要の対応を行う。

2-1-3. ワクチンの接種に必要な資材

2-1-3-1. ワクチンの接種に必要な資材の確保

国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、接種に必要な量を確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の準備

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理するとともに、接種体制等の必要な準備を行う。

2-2-2. 接種体制の構築

札幌市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など接種体制の構築を行う。

接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、実施体制の確保を行う。【総）職員部、保）保健所】

2-2-3. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

北海道は、国と連携し、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師、診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。

第3節 対応期

1 目的

国は、確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

札幌市は、あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1. ワクチン等の流通体制の構築

北海道は、国の要請に基づき、北海道内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

札幌市は、北海道と連携して、ワクチンを円滑に流通させるため、接種実施医療機関等へのワクチンの割り当て量の調整を行うとともに、必要に応じて、医療機関等へのワクチンの流通体制を構築する。【保）保健所】

3-2. 接種体制

- ① 札幌市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【保）保健所】
- ② 北海道は、北海道内で医療従事者の偏在が生じている場合や、北海道内の市町村で医療従事者の不足が生じている場合は、関係市町村間の調整を速やかに行う。
- ③ 国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討する。

札幌市は、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、医師会や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

【保）保健所】

3-2-1. 特定接種

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、特定接種を実施することを決定した場合は、札幌市は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる札幌市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【総）

職員部、保）保健所、関係局】

3-2-2. 住民接種

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報（重症化しやすいグループ等の情報等）を踏まえ、住民への接種順位を決定する。

3-2-2-1. 予防接種の準備

- ① 国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を開始する。
- ② 札幌市は、国における住民への接種順位の決定を踏まえ、国及び北海道と連携して、接種体制の準備を行う。【保）保健所】

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

札幌市は、国からの要請を踏まえ、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【保）保健所】

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

札幌市は、医療機関等の協力のもと、市内の予約受付体制を構築し、接種を開始する。札幌市は、国や北海道に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【保）保健所】

3-2-2-4. 接種体制の拡充

札幌市は、流行状況を踏まえ、必要に応じて市有施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）保健所】

3-2-2-5. 接種記録の管理

札幌市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を確認できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【保）保健所】

3-3. 副反応疑い報告等

国は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や国民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-3-1. 健康被害に対する速やかな救済

国は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底するとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。

札幌市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【保）保健所】

3-4. 情報提供・共有

- ① 国は、予防接種の意義や制度の仕組みなど予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

国民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

- ② 札幌市は、札幌市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

なお、ワクチン接種等の情報提供・共有にあたっては、様々な広報媒体を活用して、ワクチンの有効性や安全性等に関する正しい情報を幅広く発信する。【総）広報部、保）保健所】

第8章 医療

第1節 準備期

1 目的

札幌市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されることから、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行うため、平時から、北海道による医療機関等との医療措置協定等の締結等の取組に協力する。

2 所要の対応

1-1. 基本的な医療提供体制

- ① 北海道は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、あらかじめ有事の役割分担を整理する。

札幌市は、北海道と連携し、下記1-1-2から1-1-7までに記載した感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や医療関係団体を有機的に連携させることにより、必要な医療を提供するため、必要な役割を担う。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

- ② 札幌市は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、国が示した症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を踏まえ、地域の流行状況に応じて、機動的な運用を行う。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

- ③ 北海道は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施する。

札幌市は、北海道による医療機関との医療措置協定の締結に協力するなど、平時から計画的な準備に努め、医療体制を整備できるよう努める。【保）保健所】

- ④ 札幌市は、北海道連携協議会や札幌市が実施する研修、訓練等を活用し、医師会等の医療関係団体、協定締結医療機関、消防機関や民間移送機関等の関係者と密接に連携をとりながら、札幌市における医療提供体制の整備を推進する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、病院局、消防局】

1-1-1. 相談センター

札幌市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。【保）保健所】

1-1-2. 感染症指定医療機関

新たな感染症が発生した場合は、感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心と

なって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。【保）保健所、病院局】

1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関（第一種協定指定医療機関）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に北海道と締結した協定に基づき、北海道からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。【保）保健所、病院局】

1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に北海道と締結した協定に基づき、北海道からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設け、発熱患者の診療を行う。

新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に北海道と締結した協定に基づき、北海道からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。【保）保健所】

1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関

後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に北海道と締結した協定に基づき、北海道からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。【保）保健所】

1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に北海道と締結した協定に基づき、北海道からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。【保）保健所】

1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 北海道は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。

また、北海道は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。

- ② 札幌市は、北海道と連携して、民間宿泊事業者等との協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に民間宿泊事業者等に周知を行う。【保）保健所】

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ① 札幌市は、国や北海道、教育機関、医療機関と協力して、感染制御医療従事者（ICD）、感染管理認定看護師（ICN）等、感染症の医療専門職や感染管理の専門家など、多様な人材の育成を進める。【保）保健所、病院局】
- ② 札幌市は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。【保）保健所】

1-4. 新型インフルエンザ等の発生時のためのDXの推進

国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化など、DXを推進する。

また、札幌市や医療機関等は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の運用について、平時から確認を行う。【保）保健所】

1-5. 医療機関の設備整備・強化等

医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、病院局】

1-6. 北海道連携協議会等の活用

札幌市は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、北海道連携協議会等において、北海道や保健所設置市、医療機関、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について協議の上、整理を行い、随時更新を行う。【保）保健所】

1-7. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

札幌市は、北海道や医療機関と連携し、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の選定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、札幌市は、北海道と連携し、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

このため、札幌市は、国や北海道から提供・共有された感染症に係る情報や要請に基づき、北海道及び医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅

速に整備する。

また、市内の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるなど適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

札幌市は、国やJIHS、北海道から提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を、医療機関や高齢者施設等に周知する。【保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）ウェルネス推進部、保）保健所】

2-2. 医療提供体制の確保等

- ① 札幌市は、感染症指定医療機関における患者の受入体制を確保するとともに、北海道、医療機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において北海道連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。併せて、北海道と連携し、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、病院局、消防局】
- ② 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、北海道からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。【病院局】
- ③ 札幌市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【保）保健所】
- ④ 札幌市は、関係団体等と協力し、市内の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。【総）広報部、保）ウェルネス推進部、保）保健所】
- ⑤ 札幌市は、国や北海道からの要請を受け、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等に対し、検査体制を速やかに整備するよう要請を行う。【保）保健所】

2-3. 相談センターの整備

- ① 札幌市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。【保）保健所】
- ② 札幌市は、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、市民等に周知を行う。【総）広報部、保）保健所】
- ③ 札幌市は、国からの要請を踏まえ、有症状者等からの相談に対応する相談セ

ンターを整備し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。【総）広報部、保）保健所】

- ④ 札幌市は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。また、相談センターの負担を軽減するために、対象者以外からの相談に対応するコールセンター等を別途設置するなどの対策を行う。【総）広報部、保）保健所】

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

札幌市は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、札幌市は、国や北海道から提供された情報を基に、病原性や伝播性等に応じて変化する地域の流行状況に応じて、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、札幌市は、国や北海道と連携し、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える流行拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

2 所要の対応

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 札幌市は、初動期に引き続き、国やJIHSと協力して病原性や伝播性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、医療機関、市民等に迅速に提供・共有を行う。

【総）広報部、保）保健所】

- ② 札幌市は、国及びJIHSから提供された情報等を医療機関や高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の流行状況や医療提供の状況等を踏まえ、北海道と連携し、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。【保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）ウェルネス推進部、保）保健所】

- ③ 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。【病院局】

- ④ 協定締結医療機関は、準備期に北海道と締結した協定に基づき、北海道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。【保）ウェルネス推進部、病院局】

- ⑤ 札幌市は、北海道と連携し、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床

数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

- ⑥ 医療機関は、北海道や札幌市からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。【病院局、保）ウェルネス推進部】
- ⑦ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて北海道へ報告を行い、札幌市は、国や北海道等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、病院局】
- ⑧ 札幌市は、民間移送機関や民間救急等と連携して、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等での患者の移動手段を確保するとともに、消防局と保健所で締結した協定に基づき、緊急性の高い患者等の救急搬送体制を確保する。また、救急需要の増加が見込まれるため、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。【総）広報部、保）ウェルネス推進部、保）保健所、消防局】
- ⑨ 札幌市は、北海道と連携し、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】
- ⑩ 札幌市は、北海道と連携し、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】
- ⑪ 札幌市は、関係団体等と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民に周知する。【総）広報部、保）ウェルネス推進部、保）保健所】

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。【病院局】
- ② 流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、準備期に北海道と締結した協定に基づき、北海道からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来を行う。【病院局】
- ③ 札幌市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】
- ④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う。【病院

局】

- ⑤ 札幌市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。

入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保）保健所、病院局、消防局】

3-2-1-2. 相談センターの強化

- ① 札幌市は、流行状況等に応じて、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行う。【保）保健所】
- ② 札幌市は、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、市民等に周知を行う。【総）広報部、保）保健所】
- ③ 札幌市は、国からの要請に応じて、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、市民への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。【総）広報部、保）保健所】

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 北海道は、地域の流行状況を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。

その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。

- ② 協定締結医療機関は、準備期に北海道と締結した協定に基づき、北海道からの協議・要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。【保）ウェルネス推進部、病院局】
- ③ 札幌市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。

入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、病院局、消防局】

- ④ 札幌市は、北海道と連携し、病床使用率が高くなってきた場合には、国が示す重症化する可能性が高い患者を判断するための指標に基づき、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化す

る。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、病院局、消防局】

- ⑤ 札幌市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。【保）保健所】

3-2-2-2. 相談センターの強化

上記3-2-1-2の取組を継続して行う。【総）広報部、保）保健所】

3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応

- ① 国は、都道府県に対して、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保するよう要請する。

北海道は、国から要請を受けた場合は、協定締結医療機関等と連携の上、必要な医療提供体制を確保する。

- ② 国は、都道府県に対し、病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行うよう要請する。

一方、伝播性が高い場合は、国は、都道府県に対し、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するよう要請するとともに、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するように、入院基準等の見直しを行う。

北海道は、国から要請を受けた場合は、協定締結医療機関等と連携の上、必要な医療提供体制を確保する。

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

国は、都道府県に対して、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らすなど、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう要請する。また、変異株の出現等により、流行が再拡大した場合は、国は、都道府県に対して、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やすなど、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう要請する。北海道は、当該要請に応じて、協定締結医療機関等と連携の上、必要な対応を行う。

札幌市は、国等から要請を受けた際には、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するとともに、市民等に対して周知する。【総）広報部、保）保健所】

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、札幌市は、国から示される基本的な感染対策に移行する方針に基づき、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。【保）

保健所】

3-3. 予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、国は、JIHS等と協力して、通常医療との両立も踏まえながら、準備期に締結した協定の内容の変更や状況に応じた対応を行うことを柔軟かつ機動的に判断し、都道府県等に対して対応方針を示す。

北海道は、国の方針に基づき、協定内容の見直しを行うなど、必要な対応を行う。

3-4. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

① 北海道は、国と連携し、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える流行拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行うとともに、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。

② 北海道は、国と連携し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の情報を参考に、地域の流行の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。

3-5. 総合調整・指示

北海道知事は、感染症法第63条の3第1項に基づき、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症の発生及びまん延を防止する必要がある場合、保健所設置市長、市町村長及び関係機関に対して人材確保や移送方法など、必要な体制整備等の総合調整を行うことができるものとする。

また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、道民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告又は入院措置を実施するために必要な場合には、北海道知事は、保健所設置市長への指示を行うことができるものとする。

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国において速やかに有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、全国的に普及させることが重要である。

国は、平時からそのための体制作りを行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに治療薬を治療法とともに提供できるための準備を行う。

2 所要の対応

1-1. 重点感染症に係る情報共有

札幌市は、国が指定した重点感染症の治療薬・治療法について、国及びJIHSから得られた知見を速やかに医療機関等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

1-2. 治療薬・治療法の研究開発の推進

1-2-1. 研究開発体制の構築

札幌市は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

1-2-2. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

国は、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するための人材育成をするとともに、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。

札幌市は、医療機関等と平時から連携することにより、連携ネットワークの構築に必要な協力を行う。【保）保健所】

1-3. 治療薬・治療法の活用に向けた整備

1-3-1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

札幌市は、北海道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等が、国及びJIHSが示す診断・治療に資する情報等を早期に入手し、治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等との情報共有体制を構築する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、国において速やかに有効な治療薬の開発、承認、確保及び供給を行うとともに、治療法の確立と、全国的な普及を目指した対応を行う。

2 所要の対応

2-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

札幌市は、国及びJIHSから提供された新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報を医療機関等に情報提供・共有する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

2-2. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-2-1. 医療機関等への情報提供・共有

札幌市は、北海道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

2-2-2. 治療薬の流通管理及び適正使用

札幌市は、国や北海道と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するように要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないことなど適正な流通を指導する。

【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

2-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

① 札幌市は、国や北海道と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、病院局、消防局】

② 札幌市は、国や北海道と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。

症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、病院局、消防局】

③ 札幌市は、国内での流行拡大に備え、国や北海道と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に、有効な治療薬を開発、承認し、及び確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

2 所要の対応

3-1. 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

3-1-1. 治療薬・治療法の活用

3-1-1-1. 治療薬・治療法の開発後の早期普及に向けた対応

札幌市は、初動期から引き続き、国から提供された新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び診療指針等を、医療機関等や医療従事者等、市民等に対して迅速に提供する。

【総）広報部、保）ウェルネス推進部、保）保健所】

3-1-1-2. 治療薬の流通管理

札幌市は、初動期から引き続き、国や北海道と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。

また、それらの流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしないなど、適正な流通を指導する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

3-1-2. 中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の情報

札幌市は、国から提供された新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後、合併症に対する治療法等に係る知見について、医療機関、市民等に対して周知する。【総）広報部、保）ウェルネス推進部、保）保健所】

3-1-3. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

札幌市は、北海道と連携し、医療機関に対し、地域における流行が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

第10章 検査

第1節 準備期

1 目的

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。

準備期では、札幌市は、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。

また、検査体制の整備においては、国及びJIHSや地方衛生研究所のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

2 所要の対応

1-1. 検査体制の整備

- ① 札幌市は、国や北海道と連携し、感染症法に基づき策定した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持するなど、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための体制を整える。

また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。【保）保健所、保）衛生研究所】

- ② 衛生研究所は、JIHS、北海道立衛生研究所及び他の地方衛生研究所等と試験・検査等の業務を通じて平時から連携を深め、検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立するとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートを確保する。【保）衛生研究所】
- ③ 札幌市は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。また、医療機関等において、検体の採取のみを行った場合に、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、準備期から体制の整備に努める。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ④ 札幌市は、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を北海道を通じて国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ⑤ 札幌市は、新型インフルエンザ等の発生時に検査体制を整備するため、新型コロナ対応で確保したPCR検査能力等を一定程度維持することを目指し、感染症サーベイランスを強化し、検査体制を整備するために必要な人材の育成及び検査実施能力の確保と検査機器の維持管理に取り組む。【保）衛生研究所】

1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 札幌市は、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、研修や訓練を通じて定期的に確認を行う。

衛生研究所や検査等措置協定締結機関等は、国及び北海道、札幌市と協力して検査体制の維持に努める。【保）保健所、保）衛生研究所】

- ② 衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて定期的に確認を行う。【保）保健所、保）衛生研究所】

1-3. 研究開発支援策の実施等

1-3-1. 検査関係機関等との連携

札幌市は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【保）保健所、保）衛生研究所】

第2節 初動期

1 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、海外で発生した段階から病原体等を迅速に入手し、検査方法を確立するとともに、検査体制を早期に整備することを目指す。

札幌市は、予防計画に基づき、検査体制を整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの流行拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

2 所要の対応

2-1. 検査体制の整備

札幌市は、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に北海道を通じて国へ報告する。【保）保健所、保）衛生研究所】

2-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ① 札幌市は、国及びJIHSが取りまとめた各種検査方法についての指針を民間検査機関、医療機関等に情報を提供・共有する。【保）保健所、保）衛生研究所】

- ② 札幌市は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【保）保健所、保）衛生研究所】

2-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討

札幌市は、国及びJIHS と連携し、準備期において整理した検査実施の方針の基本的な考え方も踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤

感受性等)、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。

さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。【保）保健所、保）衛生研究所】

第3節 対応期

1 目的

全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、国内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげるとともに患者等からの流行拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

2 所要の対応

3-1. 検査体制の拡充

① 札幌市は、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について北海道を通じて定期的に国へ報告する。【保）保健所、保）衛生研究所】

② 札幌市は、市内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築する。【保）保健所】

3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

札幌市は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【保）保健所、保）衛生研究所】

3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

① 札幌市は、国、北海道及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに段階的に検査実施の方針を見直す。

さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査

実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。【保）保健所、保）衛生研究所】

- ② 札幌市は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や伝播性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、段階的に検査実施の方針の見直し等を検討し判断する。

【保）保健所、保）衛生研究所】

- ③ 札幌市は、新型インフルエンザ等の感染症としての特徴や流行状況、検査の特性や検査体制を考慮し、市民生活の維持を目的として検査を利活用することの是非について、技術的な観点に加え、市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行うとともに、利活用する場合は迅速検査キットの活用も想定されることを念頭に検査実施の方針を決定する。【保）保健所】

第11章 保健

第1節 準備期

1 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、また、衛生研究所等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

札幌市は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や衛生研究所がその機能を果たすことができるようにする。

その際、札幌市の各部局と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制などの役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

2 所要の対応

1-1. 人材の確保

札幌市は、流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間に保健所において想定される業務量に対応するため、健康危機対処計画に定める保健所職員、全庁からの応援職員、IHEAT要員等、保健所の有事体制を構成する人員を確保する。【保）保健所】

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 札幌市は、予防計画及び健康危機対処計画に定める保健所の有事体制の状況（流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）を毎年度確認する。【保）保健所】
- ② 国は、予防計画に定める衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。
- ③ 札幌市は、衛生研究所や検査等措置協定を締結している医療機関、民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ④ 保健所及び衛生研究所は、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で、保健所及び衛生研究所業務に関する業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定にあたっては、有事における保健所及び衛生研究所の業務を整理するとともに、有事において円滑に業務継続計画に基づく業務

体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。【保）保健所、保）衛生研究所】

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 札幌市は、保健所の有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。【保）保健所】
- ② 札幌市は、国やJIHS等と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース（FETP-J）」を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、IHEAT要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ③ 札幌市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や北海道の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や衛生研究所の人材育成に努める。また、保健所や衛生研究所を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ④ 札幌市は、保健所や衛生研究所に加え、全庁においても速やかに感染症有事体制である市対策本部による全庁体制に移行できるよう、全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。【危）危機管理部、保）保健所】

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

- ① 札幌市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、北海道連携協議会や市有識者会議等を活用し、平時から北海道や他の保健所設置市、医療関係団体や高齢者施設等の関係団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。【保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）ウェルネス推進部、保）保健所、保）衛生研究所】
- ② 北海道連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議することとしており、その協議結果を踏まえ、北海道が予防計画を策定・変更した場合は、札幌市も北海道予防計画に基づき、予防計画を策定・変更する。
 なお、予防計画を策定・変更する際には、北海道及び札幌市の行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ③ 有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、患者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、患者等への食事の提供等の実施や宿泊療養施設の確保等が必要となるため、札幌市は、北海道及び協定を締結した民間宿泊業者等との連携体制を構築する。その際、自宅療養者の急増、障がいのある方への合理的配慮などを考慮した支援体制の構築を行う。【保）障がい保健福祉部、保）保健所】

1-4. 保健所及び衛生研究所等の体制整備

- ① 札幌市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。加えて、外部委託を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。

また、保健所や衛生研究所における全庁からの応援職員による交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員のメンタルヘルス支援等の必要な対策について検討する。【総）職員部、保）保健所、保）衛生研究所】

- ② 札幌市は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、医師会等の医療関係団体、高齢者施設等の関係団体等や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。【保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）保健所】
- ③ 衛生研究所は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。【保）衛生研究所】
- ④ 衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。また、平時の訓練等を活用し、国及び北海道と協力して検査体制の維持に努める。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ⑤ 衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、有事の際に検体の輸送を滞りなく行えるよう、平時から研修や訓練を通じて定期的に確認する。その際、流行状況や検査体制など各地域の実情等に応じて、柔軟で迅速な検体輸送及び検査が行えるよう、体制を整備する。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ⑥ 保健所及び衛生研究所は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ、急性呼吸器感染症（ARI）等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ⑦ 保健所は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。【保）保健所】
- ⑧ 札幌市は、感染症法に基づく獣医師からの届出又は北海道が実施する野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。

また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、北海道や家畜保健衛生所等の関係機関と情報

提供・共有を行う体制を整備する。【危）危機管理部、経）農政部、保）保健所、保）衛生研究所、環）環境管理担当部】

- ⑨ 札幌市は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に協力する。【保）保健所、保）衛生研究所】

1-5. DXの推進

保健所は、感染症サーベイランスシステムによる感染者数の把握、健康観察（本人からの報告及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電を含む。）や、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による医療機関の病床の稼働状況、医療スタッフの状況、受診者数の把握等について、平時から活用方法を習得しておく。【保）保健所】

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 札幌市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国や北海道から提供された情報や広報媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。

また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置をはじめとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。【総）広報部、保）保健所】

- ② 札幌市は、感染症情報の共有にあたり、情報の受け手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。【総）広報部、保）保健所】
- ③ 札幌市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、患者等やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、医療従事者等の士気の維持に影響するおそれがあること、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなることなどについて啓発を行う。【総）広報部、保）ウェルネス推進部、保）保健所】
- ④ 札幌市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等、情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。【総）広報部、保）保健所】
- ⑤ 札幌市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。【総）広報部、保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）保健所、子）子育て支援部、教育委員会】

- ⑥ 保健所は、衛生研究所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【保）保健所、保）衛生研究所】

第2節 初動期

1 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

札幌市が定める予防計画並びに保健所及び衛生研究所が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び衛生研究所は、有事体制への移行を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら流行拡大のリスクを低減する。

2 所要の対応

2-1. 有事体制への移行

- ① 札幌市は、国や北海道からの要請や助言等に基づき、予防計画及び健康危機対処計画に基づく保健所の有事体制及び衛生研究所の有事の検査体制への移行を適時適切に行う。また、必要に応じて、厚生労働大臣による発生の公表後に備えた以下のアからオまでの対応に係る準備を行う。【危）危機管理部、総）広報部、総）職員部、政）政策企画部、財）財政部、保）総務部、保）ウェルネス推進部、保）保健所、保）衛生研究所】

ア 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

イ 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

ウ IHEAT要員に対する市内の地域保健対策に係る業務に従事することなどの要請

エ 流行拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

オ 衛生研究所、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備

- ② 札幌市は、国や北海道からの要請や助言も踏まえて、予防計画と健康危機対処計画に基づく保健所の感染症有事体制及び衛生研究所の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。

また、健康危機対処計画に基づく保健所への応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。

【危）危機管理部、総）広報部、総）職員部、政）政策企画部、財）財政部、保）総務部、保）ウェルネス推進部、保）保健所、保）衛生研究所】

- ③ 札幌市は、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保する。【保）保健所、病院局】
- ④ 札幌市は、感染症指定医療機関における患者の受入体制を確保するとともに、医療機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において北海道連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。
併せて、北海道と連携し、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、病院局、消防局】
- ⑤ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、保健所有事体制への移行の準備を進める。【危）危機管理部、総）広報部、総）職員部、政）政策企画部、財）財政部、保）総務部、保）ウェルネス推進部、保）保健所】
- ⑥ 札幌市は、JIHSによる衛生研究所への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下2-2に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ⑦ 衛生研究所は、健康危機対処計画に基づき、感染症危機発生時の有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症危機発生時の有事体制への移行を進めるとともに、JIHS等と連携して感染症の情報収集に努める。【保）衛生研究所】
- ⑧ 札幌市は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に協力する。【保）保健所、保）衛生研究所、病院局】

2-2. 住民への情報提供・共有の開始

- ① 札幌市は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。【総）広報部、保）保健所】
- ② 札幌市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、FAQの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【総）広報部、保）保健所】

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

札幌市は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-1-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等にお

いて、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【保）保健所、病院局】

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、札幌市が定める予防計画及び健康危機対処計画や準備期に整理した医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び衛生研究所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

2 所要の対応

3-1. 有事体制の確立

- ① 札幌市は、健康危機対処計画に定める保健所への全庁からの応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、衛生研究所等の検査体制を速やかに立ち上げる。【全局区】
- ② 北海道は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市を支援する。
また、国、他都府県及び道内の保健所設置市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。
さらに、必要に応じて道内の保健所設置市等に対する総合調整権限・指示権限を行使する。
- ③ 札幌市は、新型インフルエンザ等の発生状況等についてホームページ等を活用して市民等へ周知し、市民の理解の増進を図る。【総）広報部、保）保健所、保）衛生研究所】
- ④ 札幌市は、国及びJHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に協力する。【保）保健所、保）衛生研究所、病院局】

3-2. 主な対応業務の実施

札幌市は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、医療機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。

3-2-1. 相談対応

札幌市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク

等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営にあたっては、業務効率化のため、適時に外部委託等での一元化等を行うことを検討する。【保）保健所】

3-2-2. 検査・サーベイランス

- ① 札幌市は、国、北海道及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。

さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。

【総）広報部、保）保健所、保）衛生研究所】

- ② 札幌市は、市内の流行状況に応じて、感染症対策上の必要性、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。【保）保健所、保）衛生研究所】

- ③ 衛生研究所は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。

また、衛生研究所は、JIHSとの連携や、北海道立衛生研究所及び他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHSへの地域の流行状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。【保）衛生研究所】

- ④ 札幌市は、国、JIHS及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を医療機関に求める。

また、札幌市は、国、JIHS、北海道及び関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。【保）保健所】

- ⑤ 医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となり、国が患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた感染症サーベイランスへの移行を実施した際は、札幌市も適切に対応する。【保）保健所】

- ⑥ 札幌市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、下水サーベイランス等、必要に応じて、地域の流行状況等に応じた独自の感染症サーベイランスを実施する。【保）保健所、保）衛生研究所、下水道河川局】

3-2-3. 積極的疫学調査

- ① 札幌市は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、患者等又は患

者等が属する集団に対して、JIHSが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。【保）保健所】

- ② 札幌市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、市内の流行状況に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。【保）保健所】

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 札幌市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。

なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）が明らかでない場合は、札幌市は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。

入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保）ウェルネス推進部、保）保健所】

- ② 北海道は、流行状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市を含む北海道内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、北海道内の患者受入れを調整する機能の整備、北海道内の入院調整の一元化を行う。
- ③ 保健所は、入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動にあたっては、必要に応じて民間移送機関や民間救急の協力を得て行うことを検討する。【保）保健所】
- ④ 札幌市は、北海道と連携し、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。【保）保健所】
- ⑤ 札幌市は、北海道と連携し、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。【保）保健所】

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ① 札幌市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して外出自粛要請や就業制限を行うとともに、

外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【保）保健所】

- ② 札幌市は、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。【保）保健所】
- ③ 札幌市は、軽症の患者等や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。【保）保健所】

3-2-6. 健康監視

- ① 札幌市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。【保）保健所】
- ② 札幌市は、検疫所から通知があったときに行う健康監視について、札幌市の体制等を鑑みて、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があるときは、国に健康監視を要請する。

その際、国は、札幌市の体制等を勘案して、必要があると認めるときは、札幌市に代わって健康監視を実施する。【危）危機管理部、保）保健所】

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 札幌市は、流行が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。
【総）広報部、保）保健所】
- ② 札幌市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。【総）広報部、保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）保健所、子）子育て支援部、教育委員会】

3-3. 流行状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- ① 札幌市は、予防計画及び健康危機対処計画に基づく保健所の感染症有事体制及び衛生研究所の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握するとともに、政府対策本部の設置を目途に、対策本部による全庁体制へ切り替える。

また、札幌市は、必要に応じて、交替要員を含めた保健所の人員確保のため、全局区からの応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。【危）危機管理部、総）広報部、総）職員部、政）政策企画部、財）財政部、保）総務部、保）ウェルネス推進部、保）保健所、保）衛生研究所】

- ② 札幌市は、市内の流行状況等の実情等を踏まえ、必要に応じて、JIHSに対し実地疫学の専門家等の派遣を要請する。JIHSは、札幌市からの要請に

基づき、地域の流行状況等の実情に応じて派遣について検討し、必要に応じて実施する。【保）保健所】

- ③ 札幌市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や業務の一元化・外部委託等により、保健所及び衛生研究所における業務の効率化を推進する。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ④ 札幌市は、保健所において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。【保）保健所】
- ⑤ 保健所は、初動期に引き続き、保健所有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【保）保健所】
- ⑥ 札幌市は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に協力する。【保）保健所、保）衛生研究所、病院局】

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ① 札幌市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。【保）保健所、保）衛生研究所】
- ② 衛生研究所は、健康危機対処計画に基づいて検査を実施する。【保）衛生研究所】
- ③ 札幌市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【保）保健所】

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 国は、北海道や保健所設置市で行う感染症対応業務について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえ、必要に応じて全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直し等、対応方針の変更について検討し、北海道や保健所設置市に対し方針を示す。
- ② 札幌市は、引き続き、市内の流行状況等の実情等を踏まえ、必要に応じて、JIHSに対し実地疫学の専門家等の派遣を要請する。JIHSは、札幌市からの要請に基づき、地域の流行状況等の実情に応じて派遣について検討し、必要に応じて実施する。【保）保健所】
- ③ 保健所は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた全庁からの応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。【危）危機管理部、総）職員部、保）保健所】
- ④ 札幌市は、引き続き保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、北海道での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。【保）保健所】
- ⑤ 札幌市は、保健所において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行

うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、伝播性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実状や本庁、保健所及び衛生研究所の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や衛生研究所の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。【危）危機管理部、総）職員部、保）保健所、保）衛生研究所】

- ⑥ 札幌市は、北海道と連携し、流行の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。

また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。【保）保健所】

- ⑦ 札幌市は、自宅療養の実施にあたっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。【保）保健所】

3-3-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ① 国は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や伝播性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、リスク評価に基づき、段階的に検査実施の方針を見直すとともに、検査体制を見直し、北海道・保健所設置市に対して方針を示す。

- ② 衛生研究所は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析や保健所等への情報提供・共有等を実施する。【保）衛生研究所】

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

札幌市は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び衛生研究所における有事体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。

また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。【危）危機管理部、総）広報部、保）ウェルネス推進部、保）保健所、保）衛生研究所】

第12章 物資

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。

そのため、札幌市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 札幌市は、札幌市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【危）危機管理部、保）保健所、保）衛生研究所、病院局、消防局】

- ② 札幌市は、最初に患者等に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進める。【保）保健所、消防局】

1-2. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、医療措置協定に基づき个人防护具の備蓄に努める。【保）ウェルネス推進部、保）保健所、病院局】
- ② 国及び北海道が、協定締結医療機関に対して、个人防护具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する際は、札幌市も、必要に応じて協力する。【保）保健所】
- ③ 国及び北海道が、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する際は、札幌市も、必要に応じて協力する。【保）保健所】
- ④ 国及び北海道が、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける際は、札幌市も、必要に応じて協力する。
【保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部】

第2節 初動期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

札幌市は、北海道と連携して、協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認するとともに、必要量の確保に努める。

2 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 北海道が、準備期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに、国と連携し、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する際は、札幌市も、必要に応じて協力する。【保）保健所】
- ② 北海道が、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう、要請する際は、札幌市も、必要に応じて協力する。【保）保健所】

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

札幌市は、初動期に続き、北海道と連携して協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認するとともに、物資の確保に努める。

2 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

北海道が、初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに、国と連携し、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する際は、札幌市も、必要に応じて協力する。【保）保健所】

3-2. 不足物資の供給等適正化

国は、北海道や医療機関の個人防護具の備蓄状況等や生産事業者等への生産要請等を踏まえてもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等には、不足する地域や医療機関に対し、必要な個人防護具の配布を行う。

第13章 生活及び経済の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

札幌市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

2 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

- ① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。

また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。

- ② 札幌市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【全局区】

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

札幌市は、国や北海道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【全局区】

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1. 業務継続計画の策定の勧奨

札幌市は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じることなどにより、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨する。【経）産業振興部、関係局】

1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

札幌市は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。

なお、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。【経）産業振興部、関係局】

1-4. 物資及び資材の備蓄

- ① 札幌市は、札幌市行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要に応じて食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【全局区】

- ② 札幌市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【危）危機管理部、総）広報部、保）保健所、経）産業振興部、関係局】

1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

札幌市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。【保）総務部、保）高齢保健福祉部、保）障がい保健福祉部、保）ウェルネス推進部、保）保健所、経）産業振興部、関係局区】

1-6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

札幌市は、国や北海道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【保）ウェルネス推進部】

第2節 初動期

1 目的

札幌市は、国や北海道と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済の安定を確保する。

2 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

- ① 札幌市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の流行拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【経）産業振興部、関係局】
- ② 札幌市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対

し、自らの業態を踏まえ、流行拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【(危)危機管理部、(総)広報部、(保)保健所、(経)産業振興部、関係局】

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

札幌市は、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。【(総)広報部、(市)市民生活部、(経)産業振興部、関係局】

2-3. 遺体の火葬・安置

札幌市は、国や北海道からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保ができるよう準備を行う。【(保)ウェルネス推進部】

第3節 対応期

1 目的

札幌市は、国や北海道と連携し、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済の安定を確保する。

2 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

札幌市は、国や北海道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【関係局区】

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

札幌市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等が必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【(保)総務部、(保)高齢保健福祉部、(保)障がい保健福祉部、(保)ウェルネス推進部、(保)保健所、関係局区】

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

札幌市は、国や北海道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、子どもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、子どもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。【教育委員会】

3-1-4. 犯罪の予防・取締り

札幌市は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう北海道警察に要請する。【危）危機管理部、市）地域振興部】

3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 札幌市は、国や北海道と連携し、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【市）市民生活部、経）産業振興部、経）農政部、関係局】
- ② 札幌市は、国や北海道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【総）広報部、市）市民生活部、経）産業振興部、経）農政部、関係局】
- ③ 札幌市は、国や北海道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、札幌市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【市）市民生活部、経）産業振興部、経）農政部、関係局】
- ④ 札幌市は、国や北海道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【市）市民生活部、経）産業振興部、経）農政部、関係局】

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

- ① 札幌市は、北海道を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。【保）ウェルネス推進部】
- ② 札幌市は、国や北海道からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【保）ウェルネス推進部】
- ③ 北海道は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報

を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

- ① 札幌市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。【総）広報部、経）産業振興部、保）保健所、関係局】
- ② 札幌市は、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。

また、札幌市は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引きの作成を支援する。【危）危機管理部、総）広報部、経）産業振興部、保）保健所、関係局】

3-2-2. 事業者に対する支援

札幌市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び社会経済活動への影響を緩和し、市民生活及び社会経済の安定を図るため、感染症による影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【経）産業振興部、関係局】

3-2-3. 市民生活及び市民経済の安定に関する措置札幌市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、札幌市行動計画に基づき、以下の必要な措置を講ずる。

- ① 上下水を安定的かつ適切に供給・処理するための必要な措置【水道局、下水道河川局】
- ② 一般廃棄物の収集・運搬・処理を適切にするための必要な措置【環）環境事業部】
- ③ 地下鉄・路面電車の運行を適切に実施するための必要な措置【交通局】

3-3. 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 法令等の弾力的な運用

札幌市は、国から示された国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、必要に応じて周知を行う。【関係局】

3-3-2. 雇用への影響に関する支援

国は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。

札幌市は、北海道と連携し、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

【経）産業振興部、関係局】

3-3-3. 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

札幌市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国や北海道が講じる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者等

が特に大きな影響を受けることや地域の実情などに留意しながら、適切な支援を検討する。【関係局区】

第4部 札幌市における感染症危機管理体制

第1章 札幌市における感染症危機管理体制

札幌市は、感染症危機に備えた連携体制を構築し、危機発生時に円滑に有事体制に移行するため、庁内連絡会議として、「札幌市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を常設し、平時から感染症の発生動向や感染症対策に係る取組の実施状況等について、関係部局間で情報を共有する。また、附属機関である市有識者会議での意見や北海道連携協議会での協議を踏まえ、平素より感染症の発生及びまん延防止のための取組等について検証し、PDCAサイクルに基づいて改善を図る。

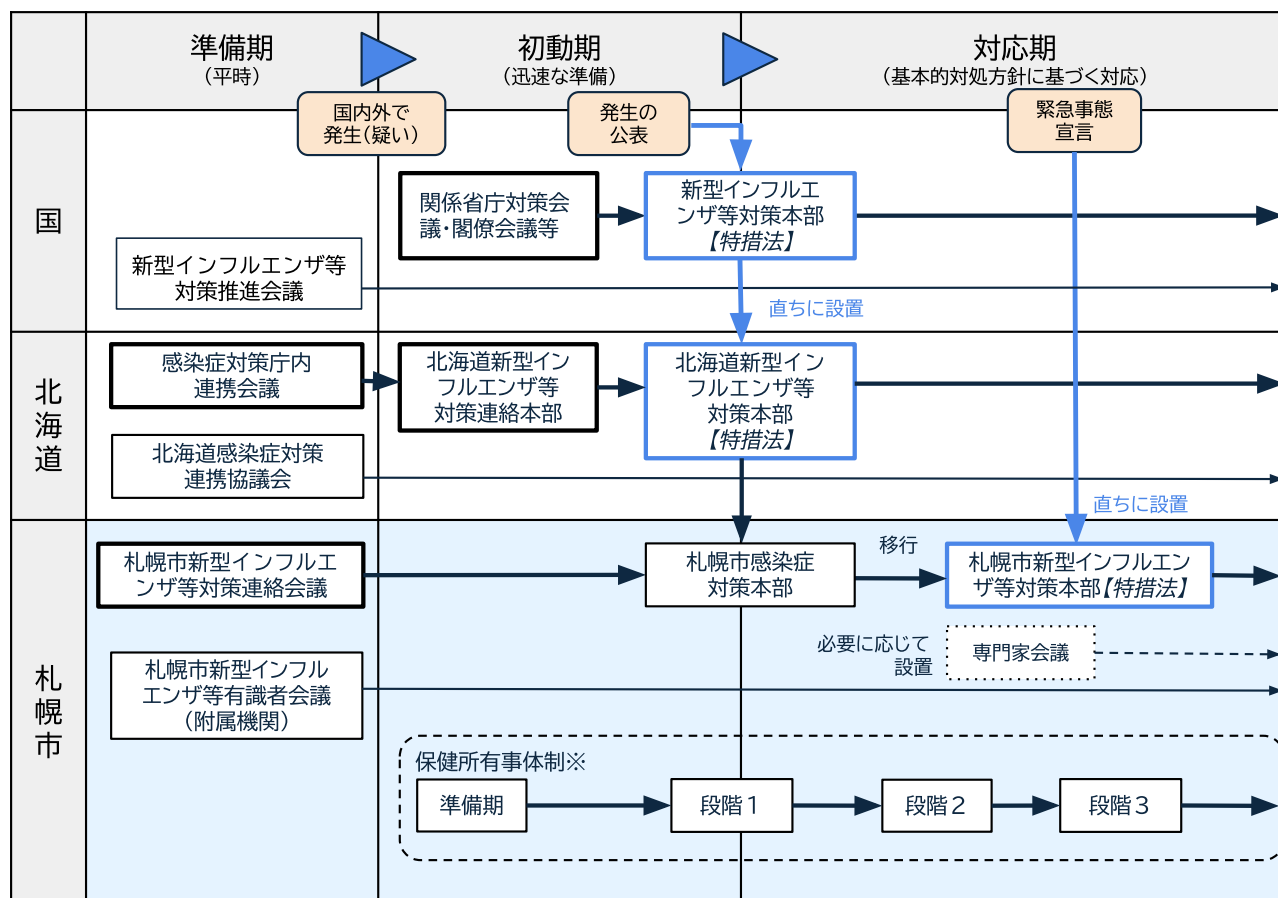
国内外での新型インフルエンザ等の発生又はその疑いを探知した場合は、連絡会議を開催し、感染症の特徴や病原体の性状、感染症の発生状況等の情報を共有するとともに、医療機関や関係団体とも連携しながら、有事を想定した新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう準備を進める。

厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生の公表を行い、特措法に基づき国及び北海道が対策本部を設置したときは、札幌市は、市長を本部長とする「札幌市感染症対策本部」を設置し、全庁一体となり、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、国による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われたときは、特措法に基づき、直ちに「札幌市新型インフルエンザ等対策本部」に移行し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する。

新型インフルエンザ等対策の推進にあたり、札幌市感染症対策本部（札幌市新型インフルエンザ等対策本部を含む。以下同じ。）の本部長が、流行状況の分析や感染症対策の検討等の高度に専門性を有する事項について、専門家の意見を聴く必要があると認めるときは、札幌市感染症対策本部に専門家会議を設置することとする。

図7 感染症危機管理体制の移行イメージ



※ 保健所は、「札幌市保健所健康危機対処計画（感染症編）」に基づき、国内外での新型インフルエンザ等の発生（疑い）を感知し、国が発生の公表を行う可能性があり、医務・保健衛生担当局長が保健所の有事体制への移行が必要と判断したときは、全庁に先駆けて、有事体制の準備期に移行し、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等の発生（公表）から1か月で、段階1から段階3へ段階的に体制を移行する。なお、札幌市感染症対策本部において、保健所は「医療・保健部」に位置づける。

第2章 札幌市感染症対策本部の構成

札幌市感染症対策本部の本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は局長職をもって充てる。事務局は、庶務を危機管理局が担い、関係部局の部課長職を構成員とする。

札幌市感染症対策本部に設置する部は、図8のとおりとする。

本部長は、必要に応じ、札幌市感染症対策本部会議を招集する。

図8 札幌市感染症対策本部体制図



◆新型コロナウイルス感染症対応時の札幌市の体制について◆

新型コロナウイルス感染症対応においては、令和2年（2020年）1月30日に第1回札幌市感染症対策本部会議を開催し、同年3月3日に保健福祉局総務部内に関連局の部課長級で構成する「感染症対策室」を設置し、全庁体制に移行した。

当初は、保健所が札幌市感染症対策本部の事務局を担っていたが、想定を上回る流行拡大に、感染症対策の実務の中核を担う保健所の業務がひっ迫したため、同年4月に札幌市感染症対策本部の事務局を危機管理対策室（現：危機管理局）に移管した。また、保健所体制を強化するため、保健所内に感染症対応に特化した「医療対策室」を設置し、全局区から応援職員を動員して、全庁をあげて感染症対策に取り組んだ。

（参考）新型コロナウイルス感染症対応時の札幌市感染症対策本部体制図



(参考)

令和2年(2020年)の新型コロナウイルス感染症対応での庁内体制に係る主な出来事

	主な出来事	札幌市の庁内体制
1月6日	国が事務連絡(非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起)を発出	
1月16日	国が国内1例目の陽性者確認を公表	
1月28日	- 北海道内1例目の陽性者を確認 - 北海道が対策本部を設置	
1月30日	- WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を宣言 - 国が対策本部を設置	第1回札幌市感染症対策本部会議を開催
2月14日	札幌市内1例目の陽性者を確認	
2月28日	北海道が独自の緊急事態宣言を発出(学校の一斉休業等の実施)	
3月3日		保健福祉局総務部内に感染症対策室を設置
3月26日	国が特措法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置	
3月28日	国が基本的対処方針を決定	
4月1日		感染症対策室を危機管理対策室(現:危機管理局)内に移管
4月7日	国が1回目の緊急事態宣言を発出	特措法に基づく札幌市新型インフルエンザ等対策本部に移行(緊急事態宣言期間中)
4月24日		保健所内に医療対策室を設置
10月26日		第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を開催

用語集

用語	内容
医療機関等 情報支援シ ステム(G-MIS)	G-MIS (Gathering Medical Information Systemの略) は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協 定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
陰圧室	感染症対策として、病原体が室外に漏れないようにするため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋。
インフォデ ミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サー ベイランスシ ステム	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症試験 研究等機関	感染症法第15条第16項に定める感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関をいう。
感染症指定 医療機関	本計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」を指す。
感染症対策 物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下

用語	内容
	「薬機法」という。)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
疑似症サーベイランス	感染症法第14条第1項及び第2項の規定に基づく疑似症サーベイランスは、都道府県から指定を受けた指定届出機関の管理者により、5類感染症の患者(無症状病原体保有者を含む。)若しくは2類感染症、3類感染症、4類感染症若しくは5類感染症の疑似症等の患者を診断し、又は5類感染症により死亡した者の死体を検案したときに届け出られる制度。 感染症法第14条第7項及び第8項に基づく疑似症サーベイランスは、厚生労働大臣から通知を受けた都道府県等が、2類感染症、3類感染症、4類感染症又は5類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、管轄する区域内に所在する病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときに届出を求める制度。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請する

用語	内容
	ことや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
下水サーベイランス	新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスの感染者は症状の有無にかかわらず、糞便や唾液中にウイルスを排出する。下水サーベイランスは、下水中のウイルスを検査・監視することで、無症状感染者を含めた感染状況を把握することを指す。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第18条第2項（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項（感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定にあたっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊療養施設の確保等を迅速かつ的確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
検査等措置協定締結機関等	感染症法第36条の6に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。
国立健康危機管理研究機構(JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

用語	内容
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
実地疫学専門家養成コース（FETP-J）	FETP（Field Epidemiology Training Programの略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHSが実施している実務研修。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
指定届出機関	感染症法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、5類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は2類感染症、3類感染症、4類感染症若しくは5類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。

用語	内容
の公表	
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
迅速検査キット	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行う方法。
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
退院等の届出	感染症法第44条の3の6に基づく新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者（感染症法第44条の9第1項の規定による準用）及び第50条の7に基づく新感染症の所見がある者の退院等の届出であり、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師により、新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者及び新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときに、当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県等及び厚生労働省に届け出られる制度。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
地方衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当

用語	内容
	該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。)をいう。
定点把握	感染症法第14条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。
伝播性	「伝播性」は、学術的には「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本計画においては、「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す「感染性」の意味も含めて、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。特定接種の対象となり得る者は、①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）及び特別区。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
病原性	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本計画においては、分かりやすきの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いる。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区

用語	内容
	別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
北海道感染症対策連携協議会（北海道連携協議会）	感染症法第10条の2の規定に基づき北海道が設置する組織。主に北海道と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員とする。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
水際対策	国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるもの。病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。
薬事承認	薬機法第14条等の規定に基づき、医薬品等について厚生労働大臣が品目ごとにその製造販売について与える承認。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

用語	内容
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。
臨床像	潜伏期間、感染経路、伝播性のある期間、症状、合併症等の総称。
流行初期医療確保措置	感染症法第36条の9第1項に基づく、感染症の流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、補助金・診療報酬が充実するまでの一定期間、感染症の流行前と同水準の収入を補償する措置（病床確保を行う協定締結医療機関は外来も含めた診療報酬収入を補償、発熱外来のみを行う協定締結医療機関は外来分の診療報酬収入を補償）。
流行状況の収束	患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。
流行初期医療確保措置	感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。
臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要な質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Makingの略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
IHEAT	「IHEAT」とは、Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発

用語	内容
	生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。
IHEAT要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reactionの略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
PHEIC	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concernの略）。具体的には、国際保健規則（IHR）において以下のとおり規定する異常事態をいう。 （１）疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 （２）潜在的に国際的対策の調整が必要な事態
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5年（2023年）5月8日に5類感染症に位置付けられた。